

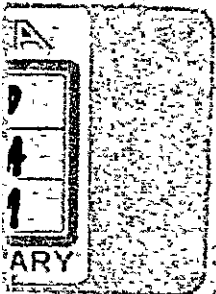
業務資料 No. 246



国際化時代における 海外移住の目標と施策の方向

昭和 48 年 5 月

海外移住事業団



国際協力事業団	
受入 月日 '84. 8. 21	700
登録No. 13346	234
	EM

は し が き

戦後、海外移住が再開されてから既に20年を経過し、海外移住事業も幾多の変遷をみてきたが、この間、北中南米への移住者は16万人(内渡航費受給者 63,156人)を越え、海外日系人は既に135万に達している。

近年、わが国はめざましい経済発展により国際的地位も向上し、諸外国との交流が増大し本格的な国際化時代に入っており、特に海外移住をとりまく内外情勢も大きく変化してきたため、これらに対応して海外移住に関する新しい考え方とこれに基づく目標や施策の方向づけが切望されてきた。

よって、当事業団としては、本年7月をもって創立満10周年を迎えるに当たり、過去の反省と経験を活かし、将来への展望に立って、海外移住振興のために種々検討を重ねた結果、ここに「国際化時代における海外移住の目標と施策の方向」として取敢えず印刷に付した次第である。

然しながら本書は、海外移住そのものが、幅広く、かつ深く、しかも多様化しているため画一的に論ずることは難しいので、もとより完全なものとは云い難いが、各位の忌憚ないご教示やご批判を頂いて、今後さらに必要な修正を加えて行きたいと考える。

また本書は、その形式や内容から実務的性格が強いため、海外移住事業に直接関係しておられる方々の参考として配付することとしたものであるから、この点お含みの上利用方お願いしたい。

昭和48年5月

海外移住事業団

JICA LIBRARY



1053201[8]

目 次

は し が き	
I 総 論	1
1. 内外の情勢とわが国の進路	1
2. 海外移住の意義と効果	2
3. 国の援助の必要性	5
4. 移住振興のための重点施策	7
(1) 啓発・相談活動の充実	7
(2) 能力開発のための訓練・講習の強化	9
(3) 現地援護の強化	11
(4) 海外日系人対策の確立	12
(5) 経済技術協力および文化交流事業との提携	14
II 各 論	15
1. ブラジル	17
(1) 現状と問題点	17
ア. 一般概況	17
イ. 日系社会と戦後移住者	20
(2) 受入政策とわが方の方針	22
ア. 受入政策	22
イ. わが方の方針	24
(3) 今後の目標と施策	26
ア. 10年後の目標	26
イ. 5年後の目標と重点施策	35
2. アルゼンチン	42
(1) 現状と問題点	42
(2) 受入政策とわが方の方針	44
(3) 今後の目標と施策	46

3. パラグアイ	52
(1) 現状と問題点	52
(2) 受入政策とわが方の方針	55
(3) 今後の目標と施策	56
4. ポリビア	64
(1) 現状と問題点	64
(2) 受入政策とわが方の方針	66
(3) 今後の目標と施策	69
5. ドミニカ	74
(1) 現状と問題点	74
(2) 受入政策とわが方の方針	77
(3) 今後の目標と施策	78
6. 北米およびその他	85
Ⅱ 業務執行体制強化基本方針	95

I 総論

1. 内外情勢とわが国の進路

長期的展望の下では、世界の動きが現状のまま進めば、「人口の爆発」・「環境の破壊」・「資源の枯渇」などによる人類の危機を招来すると警告されている。

近年の現実的動きとして、国際政治は中国の国連加盟、拡大 EC の発展などにみられるように、米ソの東西対立時代から多極化の方向へ進んでおり、また、めざましい科学技術の革新と国際的規模における情報化が進展しており、また、国際交流は活発化し、世界経済の国際化と相互依存関係は急速に深化している。

なお、世界人口の約 2/3 を占める開発途上国と先進国との格差は、1960 年代以降南北問題として世界的課題となっている。

このような世界の動きの中にあつて、わが国は、国内的には、自由世界における GNP 第 2 位の経済規模に達し、年々高度成長を続けながらも資源の乏しい狭い国土（可住面積は約 30%）の中に人口および産業の超過密と都市集中により、公害・環境破壊や社会的歪みが深刻化している。これがため、福祉政策の拡充、土地政策の確立、知識集約型産業構造への転換、生産性向上のための農業経営規模拡大、地域総合開発や人口と産業の再配置を狙いとする抜本的な日本列島改造策が真剣に論議されている。また、87% を超える高校進学率や 26% の大学進学率にみられる如く、教育程度の高い知識と技術を持つ国民の欲求と価値観の多様化に対応して、国際人材の育成を図るとともに、そのエネルギーに活路を与え、生きがいを感じさせる施策が望まれている。

対外的には、貿易立国を国是とし諸外国に比べて対外依存度が極めて高く、国際間の経済交流が拡大する中で必然的に貿易の自由化が進められ、資本・技術・文化の交流とこれに伴う人間交流も盛んになっている。また、わが国は、先進国として開発途上国への政府開発援助（ODA）の拡大やヒモつき援助の是正など地域的にも質・量的にも国際協力の責務が大きくなり、対外協力政策

の確立が急務とされている。

このように広範な分野にわたる国際化の進展の中で、世界の有識者の一部では、世界共同体（WORLD COMMUNITY）の理念や連帯性の原理が唱えられ、国家間に横たわる人為的・自然的差異や制約を越えてナショナリズムと国際協調主義との調和の道が模索されている。しかし現実的には、国家間の政治・経済・軍事上の対立、あるいは、人種や文化の異質性に基づく摩擦や偏見は大きな障壁となっている。

わが国としては、平和主義と国際協調主義に徹し、外に開いた海洋国家としての道を求めることが望ましい。殊にアジア唯一の先進国として、如何にこれらの壁が大きく厚くとも、狭い利己的な国益中心主義から脱し、幅広い国際協調主義の下に、世界全体の調和のとれた平和的發展が長期的かつ基本的にわが国益にもつながるとの固い信念と決意の下に、国際社会における積極的な役割を果たすことが期待されている。

これら内外情勢の認識と長期的展望に立って、内には「人間尊重を基調として調和のとれた福祉国家の建設」を目指し、外には「人類愛に基づく国際協調主義に徹し、共存共栄の平和な国際社会の創造」に寄与することが、わが国の進路であると考えられる。

2. 海外移住の意義と効果

ア 移住の流れ

「外国への移住の自由」は、世界史上19世紀以来原則的に認められ、1948年の世界人権宣言において採択され、わが日本国憲法第22条2項においても基本的人権として保障されている。

元来人間は、生を享けた父母の国に愛着を持つが、自然的・人為的ないろいろの動機により、「外国への移住」という現象が生じる。有史以来民族の移動が繰り返され、特に15世紀の地理上の大発見に続く大航海時代を経て、世界における大規模な植民的人口移動がなされてきた。

しかしながら、これも1920年代以来、アメリカやカナダなど主な移住者受

入国が差別的な受入制限や禁止政策をとったため下火となった。

また、社会主義圏と自由主義圏との間の壁の厚いことなど、現実には、海外移住という人間の国際移動に対する国家間の政治的・人種的・民族的・イデオロギー的な差別や制限はきびしく、現在、わが国民の主な受入国は自由主義圏の6ヶ国にすぎない。近年国際交流が活発化し、多様化している中で、物の交流（商品貿易やプラント取引など）の自由化は急速に進み、商品の高級化・プラントの複雑化によって、これに伴う人材の移動も増加している。また、海外への観光・視察旅行や留学・研修は飛躍的に増加しているが、時代の要請として更に本格的な人間交流（経営者・資本家・技術者・学者・芸術家など）が望まれている。資本の自由化による海外への直接投資は経営者の移動を伴ない、技術・文化の交流には人間の移動が不可分である。

今後さらに、国家間の壁を破り、先進国間や開発途上国へのいずれの方向へも、人類普遍の好ましい人材の円滑な移動が拡大され多様化することが望ましい。

世界における最近の人の流れの中には、ヨーロッパにおける季節的出稼ぎ移住などもみられるが、質の低い、貧困からの脱出逃避のための単なる労働者の国際移動は、摩擦も大きく次第に縮少傾向にあり、人口が急増している開発途上国においても歓迎されていない。

今や数より質の時代で、受入国の選択的な外国人受入政策にそった豊かな人間性と質の高い開発能力（技術・経営・資金力）や適応力などを具えた人材移動の自由化の兆しが見えており、今後はこれが主流化する傾向にあると思われる。

イ 移住の意義と効果

昭和37年12月海外移住審議会は、その答申の中で海外移住を「単なる労働力の移動でなく、国民の具有する開発能力の移動である」としてとらえ、「移住政策の目標は人を送り出すことではなく外国の異質社会への円滑な定着におくべきこと」と示している。

すなわち、海外移住は、個人の自由な意志と責任において外国へ生活の本拠を移し、自己の開発能力を発揮して可能性に挑み新しい人生を創造しつつ、

受入国において善良かつ敬愛される市民または住民として適応発展することを目指すものである。

その際、移住先が先進国、開発途上国のいずれであれ、移住者が第二の母国として喜んで生活を享受できる場所であるべきである。

これら移住者およびその子孫が受入国の市民または住民として一般大衆との直接的触れ合いの中で行なう勤労および生活活動は、受入国にとって抵抗が少ないばかりか、その影響力は大きい。移住者自身が、日々の生活活動を通じて、周辺の住民との接触の中で、まず身近かな日常の生活態度や考え方についての摩擦や誤解を解き、互に親近感を高め、やがて異質の人種・伝統・文化に対する相互理解を深め、また、生産活動を通じて技術や経営の交流も進む等、「地味」ではあるが両国の交流にとって根深い地下水的役割を果たすものである。さらに長期的にみると、相互の経済的發展向上はもとより、人種的融合を深め、新しい文化の創造へと大きく開花する基盤となるのであり、すでに世界の移住史にも明かなことである。

このことから、移住は短期的な指導協力や一部の知識人の交流に比べ大衆的レベルにおいてのより持続的な「深み」と「重み」を持つ人間交流の柱といえる。

もちろん、移住は外国に生活の根拠を移すものである以上、受入国社会に十分適応する能力や準備がなければならない。近年のわが国の移住形態は、農業者のほか各種の技術者や企業者など多様化し、高校以上の教育を受けた30歳以下の若い人々が大半を占めており、適応力の面からも好ましい傾向にあるといえる。

渡航前と渡航後の適切な指導、援護と相まって、農業者、技術者、企業者ともすぐれた移住者として、各分野で受入国の発展に寄与することが十分期待される。開発途上国の主産業はいまだ農業であり、農業技術と経営力と資本とを備えた勤勉な農業移住者の受入要請も高い。特に、受入国の開発計画にそった集団計画移住は、当初の定着・適応も円滑であり、地域開発協力の効果も大きい。

一方、わが国の立場からみても、海外移住は経済的・文化的に有形・無形

の効果を生み、わが国への理解と友好親善を深め、その効果も高い。殊に移住は、青少年の欲求の多様化に即応した職業および生活の選択の国際的拡大につながり、国民の志を遂げさせるとともに、わが国民の未知と異質の社会へ挑む健全進取にして広大な気宇を振り起こすことに役立っており、その精神的意義の大きさも見逃してはならない。

世界における質の高いMAN POWER の適正配置が望まれている中で、国際協力の中核は、互惠平等の理念の下に人類普遍の人間愛に基づく人材協力にあるといえる。ここに、国際的な人材協力としての効果の高い海外移住の今日的意義がある。

3. 国の援助の必要性

元来、海外移住は移住者自身の能力と努力を基本とする創造的活動である。過去においては貧困からの脱出としての出稼ぎ移住が多く、わが国の政策上もアジア地域への国策移住に比べて、北・南米移住に対する国の指導・援助は薄く、棄民的政策であるとの批判を受けたことは否定し得ない。

しかしながら、前述の如く最近の世界における人間交流の新しい動向の中で、海外移住の今日的意義は見直されるべきであり、その好ましい成果を期待するためには、将来にわたり長期的かつ広角的視野に立って国としての移住政策を堅持し、必要な援助を先導的かつ積極的に継続すべきである。

ヨーロッパ人の移住については、それぞれの国の援助のほか国際機関としての I C E M や 宗教団体などによる援助がなされているが、わが国においては、国の援助に依存している。

ここで、人間移動の主役を担ってきたヨーロッパ人に比べて、日本人の場合特に援助を必要とする一般的背景について配慮する必要がある。

すなわち、15世紀以来ヨーロッパ人が世界各地に拡散した大移動の歴史を持つのに比べて、日本人の移住は約400年遅れており、最も古い地域でも僅かに100年の歴史しかない。しかも、その規模は小さく、海外にある日系人社会はいまだ少数集団の域を出ず、互助組織や新移住者の受入基盤は脆弱な状態に

ある。また、ヨーロッパ人の異人種・異民族との接触・混合の体験はヨーロッパ史に明かな如く古く、強いのに比べて、わが国民の体験は短く、弱い。

殊に日本人の場合、自然条件も異なり、かつ白人の支配する異質、かつ既成の文化社会への移住であり、さらに中南米の如き開発途上国においては、異質性のほかに後進性を克服する必要がある。

一般的に日本人は未知に対する好奇心に富み、順応・摂取消化力が高く、勤勉・器用などの特性を有するといわれているが、反面、長い閉鎖的閉鎖性社会の中で生活してきたため、多民族・多様文化の複合する社会には不慣れである。さらに、ヨーロッパ人に比べて情緒的で合理性に欠けるといわれ、行動・意識の面や言語・風俗・宗教などの違いも大きい。日本人の中でも異質社会への適応度には個人差がみられるが、このように歴史的・人種的・文化的背景を異にする日本人移住の好ましい成果を期待するには、国の内外におけるわが国独自の援助施策の確立が必要である。

移住の動機および目標は、それぞれの移住者によって様々であるが、単に日本におけるよりも物質的・経済的に、より豊かな生活を求めるということだけではなく、自己の能力を発揮して可能性に挑むことに生きがいを見出す者も少なくない。

移住者の生活目標として、たとえば、開発途上国の奥地において、300ha程度の土地を持ち、トラクターなどによる大型機械化営農を中心に、肉牛約200頭を牧野に放飼し、植林を行ない、年間約300万円程度の所得をあげ、都会の文化生活とは縁遠いにしても、きれいな青空の下、緑の自然の中に家族そろって、のびのびと生活することや、また、都市近郊にて20ha程度の土地を持ち、果樹園を経営し、のどかな田園生活を楽しむことや、さらに先進国、開発途上国を問わず、その都会地において能力主義の下に工場や事務所にて専門能力を駆使して専門職にふさわしい高収入（たとえば年間500万円程度の収入）を得て、しょうやかな住宅を持ち、子弟の成長を楽しみつつ、文化的都市生活をおくること等はその一例として、すでに先例があり、想定することができる。

これらの目標は、もとより短時日のうちに容易に達成し得るものではないが、

移住先国において一世代（約30年）の継続的努力によって実現可能なものであり、その基盤の上に子や孫の成長発展が受け継がれ、移住の好ましい成果が大きく開花するものである。

上述のような理由から、経済的に自立し、健康にして文化的な生活を実現し、敬愛される日系人として発展するための原動力を与え、障害を排除するために国の援助は不可欠である。

もとより、各移住者の定着安定・発展に関与する要因は、移住先国や地域の自然的・政治的・経済的・社会的状況、移住の時期、形態・職種、家族構成、能力（技術・経営・語学力等）、資本、労働意欲等々、多岐にわたっている。実際的には、各移住者の自立・発展の度合は、移住者自身の内的要因もさることながら、外的要因によって、より大きな格差を生じている。特に、開発途上国における移住者を取りまく諸条件には、定着安定や発展を阻害するものがより多いといえる。

したがって、国の援助は、均一的・恒久的に与えられるべきではなく、むしろ、移住先国・移住形態・定着安定の度合などにより援助方式も異なり、濃淡があることはもとよりである。概括的にいって対先進国移住より対後進国移住、技術移住より農業移住の方が援助の必要性も多く、また、移住初期の段階には、より濃密な援助が必要である。

もとより、この援助は、受入国の施策を勘案しつつ移住者の自立心を基調として、その能力開発を図るとともに、自助努力を促進するためのもの、および個人の努力では克服することが困難なものを中核とすべきである。

4. 移住振興のための重点施策

当事業団の業務は、海外移住事業団法に定められているが、移住振興のため当面の重点施策として特に次の施策を積極的に推進する方針である。

(1) 啓発・相談活動の充実

ア 海外移住の啓発

近年、海外移住を志す人々は、当事業団における移住相談の傾向からみ

ると年間約9000名であり、その移住希望地域は、移住できる国が限定されていることにもよるが、北米50%、南米42%、その他の地域8%である。また、年齢的には19歳～30歳の若者が約80%を占め、その約90%は独身青年である。希望職種では、農業が比較的多いが、商工業・事務職など第二次、第三次産業への移住希望者も年々漸増の傾向にあり、次第に多様化している。さらに、学歴の面では、高校卒以上のものが88%（大学卒31%）と高く、この傾向は今後ますます顕著化するものと推測され、移住希望者層は従来に比べ質的に大きく変化してきている。

また、移住者の渡航数は、南北あわせて年間約1,500名（このほか家族結合のための移住者数は約3,000名）の横ばい状態である。すなわち、移住希望者に比べ実際に移住する人は、著しく少ないが、それは、移住希望先国の移住者受入条件などの制約があること、または、移住希望者を取りまく諸要因、特に、親や周囲の無理解・反対などが強いことなどによるが、未知の外国に対する不安も多く、移住を希望しながらも実現に至らないケースが多いためである。海外移住の啓発活動は、その特性上、いわゆる営利を目的とした商業宣伝とは異質のものであり、海外移住という国際現象についての正しい認識と理解を与えるための必要、かつ、十分な素材を提供することにある。

したがって、移住者の受入国はもとよりICEMなどの国際機関からも最新、かつ、的確な情報・資料を体系的に収集し、地方公共団体その他関係機関の協力を得るとともに、マスコミなど有効適切な啓発媒体を選択的に活用し、移住希望者を含め広く国民一般が海外移住について正しい知識を持ち得るように、継続的な幅広い啓発活動を充実することが肝要である。

啓発活動の実施にあたっては、常時国民の世論や動向を把握し、特に、青年層の移住が主流化している傾向の中で、青少年の価値観や欲求に対応することが必要である。

すなわち、好奇心と冒険心に富み、かつ、外国社会への適応力が高い若者に対し、海外における労働や生活の場を具体的に提供し、生きがいを創造する積極的な意欲を付与する施策は、単に「移住」の立場のみならず、

世界の中に生きる日本人として、大きく発展するために不可欠であり、各分野にわたる国民運動として取上げる必要がある。

このような観点から、当事業団としては、次代を担う中学・高校生に対する海外教育普及の一環として、文部行政上の指導体制と相まって、学校・地域社会・ユネスコその他関係機関と密接に提携し、学校における海外教育活動に協力援助することが必要である。

イ 移住相談

移住相談は、日本と事情を異にする外国へ移住を希望する人々に対するものであり、本人の一生は勿論、子孫の運命をも左右する重要な業務であり、人間愛を基調とした国際的人生相談である。

したがって、移住希望者が移住を決意するにあたっては、本人の知識、技術、能力だけでなく、その人生観や心の深奥にかかわる事柄が大いに影響するものであるから、性急に走ることなく、相談の反復、繰返しを経て、本人の納得と自主的判断に基づき移住を決意するよう指導することが大切である。

また、移住希望者の個別的な能力および適性に見合った移住先の紹介およびあっせんを図り、必要に応じて対応能力の補完について助言することが肝要である。なお移住不適格者に対しては、移住を断念させるよう指導することも必要である。

したがって、相談専門員を育成・配置するとともに、常時詳細・的確な情報・資料を収集、整備し、相談活動を充実する必要がある。

(2) 能力開発のための訓練・講習の強化

移住者が自己の能力を十分に発揮し、移住先国で発展するためには、普遍的人間性の向上を基本とし、さらに言語・風俗・習慣などの違いによるいわゆるカルチャー・ショックを乗り越えて、新しい社会に適応することが肝要である。

そのためには、まず対応力のある人材の選択に留意し、次いで移住先の異質性に対する認識と理解を深め対応力を向上させるための渡航前における訓練・講習は不可欠である。さらに、現地における直接的体験を通じて、異質

社会への対応度は高められるが、移住先国における技術革新も進みつつあるので、これらに、よりよく対応するためには、さらに渡航後における訓練・講習を拡充強化する必要がある。

訓練・講習強化の主な方策は、次のとおりである。

ア 渡航前訓練・講習

(ア) 一般的能力補完（現地事情含む）

移住先国に応じて、国民性、風習、法制、教育、医療、労働、食生活、宗教などについての異質性や、必要事項を熟知させるとともに集団生活の中を通じて、人間形成と連帯性を高め、現地対応能力の助長を図る。

(イ) 語学

移住先国および移住形態に応じて、それぞれ統一カリキュラムの集中訓練方式により効果を高める。特に、南米技術移住者・企業者およびカナダ移住者については、専門の技術（経営）力を発揮し、かつ、オープン・ブレースメント方式に対応し得るような語学能力の付与を図る。

(ロ) 農業者移住

移住先国（地域）の農業一般に関する資料・教材および展示施設を整備し、その有効な活用を図り、農業の地域的特質を知らしめて、訓練の効果を高める。また、農業経営講座に重点をおく。

(ハ) 技術者移住

南米における技術者の担当職務の範囲は、日本におけるよりも広く、多能技術者が歓迎されるので、細分化された固有技術を基礎として、その応用力を拡大し得るような関連技術の研修に主眼点をおく。

(ニ) 企業者移住

将来は、経営管理講座の開催を検討するが、当面は、企業者移住に必要な資料を計画的に収集・整備し、移住希望者の自己研修に資する。

(ホ) 海外移住研修生

海外移住研修所において基礎的農業教育を充実するとともに、国内における研修受託農家を組織化することにより所外実施研修の充実を図る。

(ヘ) 海外移住大学校（仮称）

移住先や職種が多様化に対応し、より高度の能力を具えた移住人材の養成を目指し、総合的教育を長期間にわたり実施するため海外移住大学校（仮称）の設置を検討する。

イ 渡航後訓練・講習

㊦ 農業者移住

雇用青年（農業技術）移住者の現地到着時における適応研修。

同上移住者の雇用就労中における技術研修および自営農業者として独立するため研修。

自営農業者とその子弟の営農技術研修。

以上の実施および充実に関る。そのため農業移住者総合研修施設を主要地域に設置する。

㊧ 技術者移住

サンパウロ技術移住センターにおける適応・補完・特別研修を強化するため同センターの施設・教材を整備する。また、移住者が受入国の技術資格を取得し得るよう指導を強化する。

㊨ 企業者移住

サンパウロ技術移住センターにおいて、労務管理・経理・税務・金融などを中心とした経営者および管理担当者研修を充実する。

㊩ 本邦研修

移住者子弟が将来日系社会の中堅人材として活躍するために必要な技術の修得のほか、日本文化に親しむため本邦への長期研修制度を拡充する。

(3) 現地援護の強化

主として開発途上国の移住者に対して、その定着安定を促進するため、事業・職業・生活上の相談や指導、講習、医療施設・教育面等での援助、営農改善措置、農協・自治体の育成、土地の取得・造成、事業資金の貸付などの措置を講じている。

しかしながら、これらの措置はいまだ質・量ともに十分とは言い難い状態にあるので、さらに強化する必要がある。特に、資金量の増大による融資原

資の確保および融資基準の改訂などにより、融資面の強化を図る必要がある。

前述の如く、移住者を取りまく諸要因は、多種多様であり、一律に定めることはできないが、受入国や地域、移住形態などの特殊性を認識し、かつ受入国の諸施策についても十分考慮しつつ、移住者の自立心を基調として、目標を設定するとともに、当面の重点施策を策定することが肝要である。特に開発途上国における集団移住者については、単に移住者個人に対する援護のみでなく、装置化された生産および生活の拠点としてのコミュニティの育成を強化する必要がある。その場合、日本人のみの閉鎖社会の形成を図るべきではなく、周辺住民との融和、協調を保ち、地域環境の向上を目指すものでなければならない。また、相手国の地域総合開発計画とタイアップすることが望ましい。そのことは、移住者の定着促進のみならず、受入国への地域開発協力の面からも重要な役割を果たすことになる。

一方、適性の欠如や病気、事故などにより不幸にして、生活の安定を期待することが困難な不振移住者に対しては、転職のための職業補導などを含めた特別対策を講ずべきである。なお、農業移住者については、災害対策も十分考慮すべきである。

(現地援護強化の具体的対策については、各論にて詳述する。)

(4) 海外日系人対策の確立

日系人の定義は、必ずしも明確ではない。一般には、日本国籍を有しないが民族的に日本人とみなしうる者、たとえば帰化一世、移住者の子孫である二世・三世等を日系人と称する場合と、さらに範囲を拡げて、日本国籍を有するが外国の政治社会制度の下で生活している海外永住者をも含めて広く日系人と総称する場合とがある。

移住施策上は、個々の日系人はもとより、それらの人々が形成する日系社会の存在を考えると、広義に解することが実情に即するので、ここでは後者の解釈に従う。

その総数は、昭和46年10月現在135万人余(外務省調べ)であり、99%以上が北・中・南米の諸国に集中している。

これら日系人は、日本国籍の有無にかかわらず、居住国の一員として居住

国政府の庇護と支配の下で生活を営んでいる。その経済的・社会的発展状況は、居住国の特殊性や日系社会の規模や居住年数などにより一様ではない。

日系人が集中している米州諸国は、その殆んどが複合民族・多様文化の国であり、現在では、植民初期の如き征服者と被征服者の支配関係はみられず、また新来者に対し性急な同化を求める気運は少く、構成員それぞれが有する民族的・文化的個性を生かしながら国民としての統合（INTEGRATION）を図りつつ、国家の建設が進められている。

このことは、少数集団としての日系人にとっても基本的問題であり、人種的・文化的に性急な同化に走ることなく、むしろ日系人の特性を生かしつつ居住国に適応・融和し、自然的に同化、あるいは融合していくことが望ましいと考える。そのような姿で日系人がわが国民の外延的存在として母国とのつながりを保ちつつ、居住国の発展に貢献することは、あわせてわが国の国際的声価の向上にも大きく寄与することになる。

しかしながら、現実には、日系人は居住国における少数民族であり、その生活史は僅か100年前後の短かさであり、今後日系人が活動の場を広げ、さらに大きく発展向上するためには、より高度の能力と努力が要求される。

他方、老齢や心身の欠陥などにより異国の生活環境に適応しえず、居住国の施策の及ばない分野において母国の援助・救済を要望している者もある。

ブラジル、アメリカ、ペルー、カナダなどの様に日系人の多い地域においては日系社会が形成され、日系人相互の協力による自助的・共済的努力もなされているが、その力は未だ微弱であり、そのおよぶ範囲も限られている。

米州諸国におけるヨーロッパ系人の場合は、日系人とは比較にならない程有利な条件下にあるが、宗教団体等を通じて母国から教育や救済のための各種援助が行なわれている。これに比べてわが国の場合は、在留邦人保護の立場から、在外公館によって生活困窮者に対する保護謝金の支給、現地の民間援護協会などに対する補助などの援助が行なわれてきたが、宗教団体等の活動は少ないのが実情である。

日系人が移住者およびその子孫であること、また日系人が居住国で発展向上することは、両国の絆を強め、わが国民や企業の受入基盤となって移住振

興上も極めて重要な成果をもたらすものであることにも鑑み、移住政策上はもとより、対外政策の一環としても日系人対策の確立が必要であると考え。

よって今後は、当局の指導・支援の下に、相手国政府の政策を十分配慮し、関係諸機関、現地の民間日系団体等と提携、協調しつつ日系人対策の確立に努め、その対策の実施に当っては積極的に参加していくこととする。

(5) 経済技術協力および文化交流事業との提携

従来わが国の経済技術協力の65%以上がアジア地域に向けられてきたが、今後は対外政策上はもとより、無用の摩擦をさけ誤解をとくためにも、わが国はその対象地域を拡大する必要に迫られている。殊に中南米地域の如く日系社会の基盤を有し、邦人移住者の受入に友好的で、人種的遇見が少なく、恵まれた資源と国土を持つ国々への経済技術協力の拡大は、その本来の目的のみならず、「移住」の立場からも極めて好ましい成果が期待される。前述の如く、海外移住の効果は受入国に対する開発協力となり、経済技術協力事業と同様の成果を生み出すものである。

したがって、当事業団としては国の内外においてわが国の政府および民間ベースで行なっている経済技術協力事業と適切かつ可能な範囲において提携・協力することを検討する。

また、移住者が経済的安定に加えて人間的および文化的に受入国の人々の良き理解を得て、融和し、文化の向上・創造に貢献することは海外移住の成果を一段と高めることとなる。

文化交流事業は、わが国の文化、伝統、国民性などを各国の人々に理解せしめるとともに、相手国の文化の向上にも寄与し、もって各国との親善を深めることを目的としており、本事業の成果は、海外移住の振興を図るうえでも極めて有益である。

したがって、当事業団は、現地における組織、知識、経験を活用して、適切かつ可能な範囲においてこの事業に協力するとともに日系人の文化的向上を図るうえで文化交流事業の成果が日系人にも及ぶように留意するものとする。

Ⅱ 各 論

総論にて述べたとおり、移住者を取りまく諸要因は国別によって多種多様であり、今後の移住の進め方を一律に定めることはできないので、ここで、邦人移住者の主要受入国の各々につき、移住の背景となる諸状況および今後の移住の進め方についてのわれわれの考えを明らかにしたい。

パラグアイやボリビアについては、移住者が地域的に集中して居住し、類型化し易く、ブラジルについては、広域に分散し、しかも地域的格差も大きく移住者の活動も多様であるため、類型化が困難である。したがって、特に「今後の目標と施策」の項では、画一的な表現をとらなかった。今後さらにより具体的な考えを明らかにすることと致したい。

1 ブラジル

(1) 現状と問題点

ア 一般概要

㊦ 政治, 経済, 社会一般

ブラジルは、1964年の革命による軍事政権の成立を契機とする政局の安定、強力なインフレ終息策とそれに続く高度の経済成長（成長率1964年3.1%、69年9.0%、70年9.2%、71年11.3%）を背景として急速に国際的信用を回復し、わが国においても、ブラジルへの企業進出が一つのブームとなってきている。国内政治は、軍事革命時における左系議員（左系寄りを含め）および進歩的文化人の大量追放、議会の選挙人団による大統領の間接選挙制の導入、軍政令（ATO INSTITUCIONAL）の最高法規化、大統領による法律制定権（DECRETO-LEI制）の部分的復活等、民主的な観点からみれば若干後退したともいえるが、軍事政権とは言っても、閣僚はほとんど有能なシビリアンを起用し、軍人とテクノクラートとの協力によりインフレの克服、経済成長に実績を示したことは内外より高く評価されている。もっとも、人口の増加率が高いため、1人あたりGNPは486ドル（1970年）であって、中南米でも中位である。1970年の国勢調査における人口は、9600万人（1872年の最初の国勢調査時は約1千万人で約10倍に増加）であるが、近年、入国移住者が減少しているにも拘わらず、医療の進歩による死亡率の著減、出生率の増加を反映して年間人口増加率は約3%という高率を示している。したがって、量としての入国移住を必要とする時代ではなくなっているが、文盲率が依然として50%台であるため、工業化、農業の近代化をにたり人材の入国移住は歓迎している。すなわち、自国の教育機関による人材養成だけでは、高度の経済成長に追いつかず、他国が養成した既成人材を受け入れようとするものである。

社会構造としては、中南米の通弊とされている少数大地主と農業労働者

の二極社会という構造が、工業化に伴う都市中産階級の形成、近郊農業における中農の形成とともに、漸次、多極化されてきている。事実、工業化の進行は、国内消費市場の拡大、人口の都市集中傾向に伴う食糧供給源の確保を必要とするので、農地改革、農業の近代化が課題となっている。ラテン・アメリカ諸国は、1961年に「進歩のための同盟」の基礎となるブエノス・アイル・エステ憲章のなかで農地改革の実行を約定しており、ブラジルの軍事政権も、1964年10月の農地法（ESTATUTO DE TERRA）において、一応の農地改革の路線を敷いた。それは、必ずしも、一般通念における農地改革に合致するものではないが、大農（LATIFUNDIO）も貧農（MINIFUNDIO）も段階的に整理して、中農を育成することを目標としており、このために、地域別作目別に営農標準面積（MODULO）を設定している。

イ) 開 発 計 画

近年の高度経済成長の裏に、先進地域の南伯と後進地域の北伯、東北伯との地域格差が問題化しており、その格差調整のための地域開発計画が1950年代よりクローズ・アップされてきている。アマゾン開発計画には、1953年にSPVEA（アマゾン経済開発庁）が設置され、1964年、軍事政権の下で、SUDAM（アマゾン開発庁）に改組された。東北伯開発の実施機関としては、1959年、SUDENE（東北伯開発庁）が設置された。

企業がSUDAM、SUDENEにプロジェクトを提起し、認定されれば、免税等諸種の優遇措置が供与される。

従来、東北伯、北伯を結ぶ国道がなかったが、1970年6月より、両地域を結び、ペルーの汎アメリカ・ハイウェイに連結するアマゾン横断道路の建設とその沿線の開発が着手され、軌道にのっている。この他、中南伯においても、サンフランシスコ河流域開発計画、バライーバ河流域開発計画等が進行している。

ロ) 現地住民と外国人移住者

ブラジルは移住国である。原住民（インディオ）の中へポルトガル人が征服者、植民者として渡来し、砂糖荘園（ENGENHO）において原住民を

奴隷として搾取し、原住民人口が急減したので 17 世紀以来労働力として黒人奴隷を大量輸入した。次いで 1808 年、ポルトガル王室がナポレオンに追われて植民地ブラジルに亡命した際、ポルトガル人以外のヨーロッパ人にも移住の門戸を開放した。

ブラジル労働省の統計によれば、この 150 年間における入国移住者数は、筆頭がポルトガル人（178 万人）、2 位イタリア人（163 万人）、3 位スペイン人（72 万人）である。3 位まで南欧系ラテン民族が占め、かつその合計（413 万人）が、全移住者数（559 万人）の約 74 % を占めていることは、これら諸国の移住者が言語・習慣などカルチャー・ギャップが最も少なく、ブラジル社会に同化・融合し易いことを示すものであろう。

ドイツ人（260 千人）に続き、日本人（248 千人）は第 5 位、全体の 44 % を占める。そのほか、ヨーロッパや中近東などの多くの国々からも約 100 万人が移住してきた。

日本人の移住者数は、前述のとおりドイツ人に接近した数字となっている。ドイツ人が最初に移住してきたのは 1824 年であり、笠戸丸の第 1 回移住は 1908 年であるから、ドイツ人が 146 年かけて送出した数を日本は 62 年間で送出したことになる。これは、1920 年（大正 9 年）、群小の移民会社を整理統合して発足した海外興業株式会社と 1927 年（昭和 2 年）集団自営農移住者送出国を目的として制定された海外移住組合法に基づく海外移住組合連合会および、1937 年（昭 12 年）、その後身として改組された日南産業株式会社ならびにその在伯現地法人「有限責任ブラジル拓植組合」（通称「ブラ拓」）のような公的性格を帯びた推進機関があったからであろう。

第 2 次大戦後の対ブラジル移住は、戦後数年間、ヨーロッパ諸国や日本側からも大きく盛上ったが、送出側の戦後経済の復興、雇用人口の国内吸収の傾向とともに、移住者数は下降線を辿ってきた。ヨーロッパの場合、EC が域内労働力の移動を自由化したため、従来域外に出ていた労働力が域内に吸収されるという傾向もでてくる。

ヨーロッパの移住送出機構は、一国単位でなく、送出国・受入国双方が

メンバーとなっている IOEM（欧州政府間移住委員会、本部ジュネーブ）を通じて、移住者に対するあっせん、援護が行なわれているのが特徴である。最近のヨーロッパ移住者のほとんどは技術移住者である。また、渡航前には就労先を決定せず、着伯後、IOEM が雇用主に、移住者を面接させた上、就職をあっせんするオープン・ブレースメント方式を原則としている。これは、ヨーロッパ移住者は、言葉・習慣の面でギャップが薄いので、直ちに現地企業に就業できる事情によるものである。

前述のブラジル統計によれば、最近の移住者受入状況は次のとおりである。1961～1970年の10年間に164千人の移住者が入国した。国籍別では、首位ポルトガル63千人（38.5%）、2位スペイン21千人（13.0%）、3位日本18千人（10.9%）、4位米国10千人、5位イタリア9千人、6位中国6千人、7位ドイツ5千人……となっている。

しかもその数は年々減少し、近年は年間1万人前後の横這い状態であり、全盛時（1891～1900年）の1割程度となっている。出身国別では、ポルトガル、スペイン、イタリアの南欧系が依然として多いが、日本、米国、中国のシェアが相対的に高まってきている。

イ. 日系社会と戦後移住者

戦後の日本人農業移住者は、戦前の日本人移住者を受入基盤としたもの、当事業団の直営移住地（第2トマス、バルセア・アレグレ、ジャカレー、ビニヤール、フンシヤール等）およびブラジル側が地域開発の一環として設定した移住地（主として、北伯、東北伯）に入植したもの、の3本のルートを通して渡伯している。当初は農業移住者のシェアが高かったが、最近は、技術移住者のシェアが次第に高くなってきているのもヨーロッパ移住者と似た傾向である。たゞ、日本人の技術移住者は、言語の障害と渡航前に就業先を決める制度のため、若干の例外を除き、従来、日系人企業と日本からの進出企業に就職し、数年後ブラジル側企業に転職（このケースが多い）あるいは小企業として独立するという方式をとっている。

日本人の場合は、ヨーロッパの移住者と異なり、諸種のハンディを負って

いるので、しばらくは何らかの形で既存の日系人の地盤に依存し、かつ当事業団の援護を受けるというワン・クッションの時期が必要であり、その段階を経た後で、民族的な長所を保持しつつブラジル社会に融合してゆくことが望ましいと考える。

一口に、ブラジルの日系人数 65 万人、そのうち、戦前移住者 187 千人、戦後移住者 50 千人といわれるが、その数は他の国々に比し多く、しかもブラジル内の地域により受入事情も異なるので、当事業団の支部ごとに要約すれば次のとおりである。

(7) サン・パウロ支部管内

技術移住者については、サドキン電球工業、宿屋商工など約 100 社の日系中小企業が受入母胎になっている。戦前の日系社会は農本主義であり、工業は戦後発展したものであるが、マタラソ、クレスビ、マルチネリ、シリアノ等イタリア系人の工業財閥に比較すると相当見劣りがする。しかし、日系 2 世、3 世の大学進学率は高いので、次代には工業面に大きなシェアを占めることが予想される。

これに対し、農業の方では、組合員約 1 万 4 千人を擁するコチア産組のほか南伯産業組合中央会等の大農協があり、農業に占めるシェアは非常に高い。戦後の雇用農移住者の受入母胎は、主として、これら組合に属する戦前の日系農家であるが、なかには、戦後雇用農で独立したものや当事業団直営移住地の移住者が後続移住者の引受農家になる例もでている。

サン・パウロには農協ばかりでなく、サン・パウロ日伯援護協会もあり、新・旧移住者の医療、生活相談にもあたっている。当事業団も巡回診療を業務委託している。

なお、1970 年 10 月 1 日現在、在外公館調査によると、ブラジルに永住する日系人は約 645,000 人に達し、このうち日本国籍を有する者は約 146,000 人、戸数にして 63,427 戸と推定される。サン・パウロ支部管内ではサン・パウロ州 48,714 戸、パラナ州 8,294 戸、マツト・グロッソ州 15,08 戸である。

(1) リオ・デ・ジャネイロ支部管内

リオには石川島造船などの進出企業、ニテロイには山県建設のような日系企業があり、若干技術移住者を受け入れている。また、3～4年前には、スタンダード・エレクトリック社が電信電話関係技術者を約80人受入れた。

リオ管内には、約500戸（うち、ブラジリア連邦区230～250戸）の農家が散在しており、営農形態は花卉・蔬菜・果樹・養鶏などの近郊型農業である。当事業団の直営移住地フンシール（42戸）も蔬菜・養鶏・果樹の営農を主体としている。

(ウ) ベレーン支部管内

胡椒（ピメント）、シュートは、日本人の手によって移植されたものだけに、この地方における日本人に対する評価は高い。日系人社会には、戦前の南米拓殖株式会社の植民地を中心とするベレーン・トメアス地区と高拓生（日本高等拓殖学校出身者）を中心とするアマゾン中流地区とがある。昭和の初期日本人の手で開発されたシュート栽培は現在は現地人に移っている。

北伯は地価が格安で、ピメントという基幹作物が確立しているので、戦後の雇用農の独立は、南伯よりは容易である。ピメントの病虫害が問題になっているが、第2トメアスの当事業団試験農場の努力もあり、克服されつつある。

管内の邦人戸数はパラ州1,279戸、アマゾナス州237戸、その他108戸である。

(エ) レシーフェ支部管内

東北伯には戦前からの日系人はほとんどおらず、戦後の移住者が連邦、州政府等の移住地に入植している。管内邦人戸数は、ペルナンブコ州157戸、バイーア州223戸、その他77戸である。

ブラジルにおいて東北伯地域は、目下開発の焦点になっており、脚光を浴びる日も近い。

(オ) ボルト・アレグレ支部管内

戦前からの日系人は少なく；戦後、雇用農、分益農として入国したもの

が大部分である。気候的には温帯で、ドイツ、イタリア系人により開発された地域なので最もヨーロッパ的な雰囲気があり、日本人には適している。

日系は約600家族、3,000人余とみられ、リオ・グランデ・ド・スール州450家族、サンタ・カタリーナ州150家族である。サンタ・カタリーナ州のほぼ中央に近く、同州農地改革院（IRASCO）経営のラーモス移住地には、邦人50家族が入植し、ネクタリン栽培に実績をあげつゝあり、評価を高めている。当事業団も、融資ベースにより、イボチ、イタチ等の小移住地形成を援助している。総じて、移住者の社会的、経済的基盤はいまだ浅いが、今後の発展は大いに期待される。

(2) 受入政策とわが方の方針

ア 受入政策

現在もブラジルは入国移住の門戸を広く開放しているが、回章5,000号（1964年1月17日付、伯国外務省発在外領事事務担当大・公使館および領事館あて通達）およびその後の一連の回章に見られるごとくブラジル当局の姿勢は、「移住の流れを、国の経済的・社会的発展と相容れらるべき水準に引上げるため、移住希望者にその資格を与える職種リストを多岐化せしめる必要がある」として農業移住のほか専門職等（含技能職・技師）の受入れに、より積極的な姿勢をとりつつある。

ブラジル側は、入国移住について便宜上、自由移住（MIGRAÇÃO ESPONTANEA）と計画移住（MIGRAÇÃO DIRIGIDA）とに区分しており、計画移住は、プログラムに基づいた公権力の介入が前提となっている。

農業移住者の受入については、ブラジル農業の発展に寄与し得る農業技術者や資本装備をした自営農を特に歓迎している。

技術移住者については、ブラジル労働省は、労働市場の需要度に従い配置容易な職種を1964年以来定期的にリスト・アップしているが、それは準技能者より技能者、専門職へと高度化してきている。また、労働力の需給事情とも関連し、職種についての選択的傾向が強まってきている。

企業者移住については、経済開発に有益である工業的・技術的性質の事業単位または企業の移住に対して、財政的な援助（協定第9条、第12条）を明記し、工業プラント導入奨励のための免税（輸入税法第37号、大統領令第1236号）措置も1971年8月から発効するなど資本や設備を具えた企業体の受入れを望んでいる。

ブラジルは、在伯日系人の開発貢献を高く評価し、日本人の受入れを歓迎するとともに、わが国の技術・経済協力を強く要請している。

わが国は、1960年にブラジルと移住協定を締結しており、毎年計画移住者（形態別）数を、同協定に基づく日伯混合委員会に提案し、決定している。（当事業団およびブラジル国内支部（現地法人）は、同協定に基づき、それぞれ送出機関および受入機関として日伯両国から認められている。）

イ. わが方の方針

（1）新規移住者の送出

上述のごときブラジルの受入政策をふまえ、ブラジルの経済・社会開発に寄与しうる個人や企業体の移住を今後とも積極的に促進する方針である。

a. 農業移住

従来、日系人がブラジル農業の発展に大きく寄与し、農業の近代化、国土開発を強力に推進していること、日本人移住者の農業技術が進んでいること、日系農家を含め農業移住者の受入基盤は大きいこと、カルチュア・ギャップの大きい日本人にとって農業移住は適応が最も容易であること等々の理由により、従来同様自営農および雇用農移住者の移住の促進を図る。

b. 技術者移住

近年におけるブラジルの経済成長の伸展、特に工業界の発展はめざましく、日系企業のみならず外国系企業からの日本人技術者の需要も相当見込まれるので、それに対応するため、従来の渡航前就労先あっせん方式（MOPC-1, MOPC-2）を拡大するとともに、渡航後就労先あっせん方式（MOP）による移住の推進を図る。なお、特に次の点に留意する。

（a）外国系企業へのあっせん、および高級技術者の移住を推進する。

(b) 日本からの進出企業とも協調を保ち、定住を前提とした企業幹部役員および技術者の移住を図る。

c. 企業者移住

前述のごとくブラジルの工業化の進展に伴ない、大企業の進出のみならず、業種によっては中小・零細企業の進出の可能性も強い。したがって、次の点に留意し、経営力・適応力のある企業経営者の移住を図る。

(a) 企業者移住を推進するため、関係機関との連絡を密にすると共に現地企業との無用のまさつ競合をさけるよう配慮する。

(b) 移住前調査の徹底を期し、移住環境調査を充実する。

(i) 既移住者の援護

移住者各人の自立達成のための援護措置を強化する。すなわち、個人の移住目的の達成を容易ならしめるため、また、ブラジル側からも親しみと尊敬の念をもって迎えられるためには、個人の努力のみならず、国の援護をさらに強化する必要がある。

一方、不慮の災害等により事業不振に陥った者に対する更生対策、老人対策など、戦後移住者に限定せず、日系人対策としても強力に推進することが望ましい。

a. 農業者移住について、特に次の点を充実する。

(a) 自 営 農

(i) 集団移住地

個人に対する直接的援護の強化と相まって、移住者個々の力量をもってしては不可能な環境整備など地域全体の発展につながる援護を充実する。

(ii) 散在移住者

融資、医療、教育面などの援護の充実を図る。

(b) 雇 用 農

多数の者がより早く自営農として独立しうるための措置を強化する。

b. 技術者移住、企業者移住については、特に次の点を強化する。

(a) 移住者の適応力を高め、技術（技能、経営など）を補完助長するた

めの研修を強化する。

- (b) 企業・技術移住推進協力委員会を育成し、技術移住者および企業移住者に対する指導・相談を強化する。

(3) 今後の目標と施策

ア. 10年後の目標

自営農の場合、現時点より向う10年間に大部分の既移住者を後述のレベルに到達せしめ、新規移住者については、15年間に達成し得るよう指導・援助を行なうこととする。雇用青年の場合、独立後10年で自営農の目標に到達することを目指す。

技術者移住および企業者移住の場合は、ブラジル労働法($\frac{2}{3}$ 法)上、10年後にブラジル人に準ずる資格が認められることとなっているが、10年後に後述目標に到達しうるよう努力する。

イ) 自営農業移住者

a. 北伯(北部・東北部ブラジル)

現在の営農形態は、

- ① コシヨウ専業
- ② コシヨウ+養鶏(または蔬菜、果樹)
- ③ コシヨウ+牧畜(牛)
- ④ 丁字+コシヨウ+雑作

等、いづれもコシヨウを中心作目としている。勿論、蔬菜+養鶏等もあるがむしろ特殊な例と云い得る。

1971年(昭46年)当事業団の調査によれば当地域の農業所得は次のような分布を示している。(昭和46年度農家経済調査による。)

北伯13移住地から無作為抽出の戦後移住者303戸の農業所得(年間1戸当り)は次の通り。

500万円以上	6戸(2%)
300~500万円まで	21戸(7%)

100～300万円まで 75戸(26%)

100万円以下 201戸(65%)

前掲は、概ね入植13年経過の移住者一戸当りの所得であるが、現実に300万円以上の農業所得層の者が9%存在している現状から今後10年の間に、大部分の移住者をこの水準にまで到達せしめることを目標とし、移住者自からの努力と相まって、当事業団として必要な援護措置を講ずることとする。

(a) 目標の主眼

(i) 健康にして、文化的な生活を営むことの出来る生活環境の建設。

(ii) 事業(営農)の健全な伸長、特に(i)を賄うに足る収入の確保。

(b) 具体的規模

コショウ専業農	生活環境投資額
所有土地面積(100ha)	1,000千円
住宅(レンガ建200㎡)	5,000千円
同附帯施設(自家発電施設, 自家水道施設等)	1,500千円
自家用車輛 1台	1,800千円
	合計 9,300千円
事業用施設, 機械等	
(内訳) 倉庫等建物	1,200千円
トラクター, 動力, トラック等	5,000千円
	合計 6,200千円
農業租収入	8,000千円
農業経営費(含成園償却費)	5,000千円
農業所得	3,000千円
(償却, 修理積立額は1,000千円を予定する)	

(経営の内容)	コショウ成木	15,000本 × 3 kg × 175円	
		=7,900千円 (⇨ 8,000千円)	
	未成木	5,000本	
	以上必要面積	20 ha	} 100ha
	採草地	20 ha	
	病害防止林	40 ha	
	宅地, 作業用地等	10 ha	
農道, 利用不能地等	10 ha		
家計費	1,500千円		

家計支出は、現状は極めて低位（前掲調査では 40 万円程度）であるが、少くとも 1 人当り年間 25 万円とする。この目標の前提は家族 6 人（内訳 夫婦・大学生 1, 高校生 1, 中学生 1, 自家労働従事者 1）であり、昭和 45 年日本全国勤労者世帯年間家計支出額に、現地要素を加味して 1 家族 1,500 千円を目標とする。

b. 南伯（中央・南部ブラジル）

現在の営農形態は次の如く極めて多岐にわたり、かつ専門化している。

- ① 果樹専業、またはこれに若干の養鶏を配する。
- ② 養鶏専業、またはこれに若干の果樹・蔬菜を配する。
- ③ 雑作機械化農業
- ④ 牧畜
- ⑤ コーヒー栽培
- ⑥ 養蚕+雑作（果樹等も組合せる。）
- ⑦ 花卉園芸（近年は施設農業も起りつつある。）

1971 年（昭 46）当事業団の調査によれば、南伯の農業所得は次のような分布を示している。

（昭和 46 年度農家経済調査によるサンパウロ、パラナ、マツトグロソ各州より無作為抽出した 131 戸の年間 1 戸当り、農業所得、移住後平均 13 年経過。）

500万円以上	1戸	0.8%
300～500万円	2	1.5
100～300万円	49	37.4
100万円以下	79	60.3
計	131	100

前掲、北伯の場合と対比してみると、南伯の場合100～300万円の階層が多いが、300万円以上は23%で、北伯の9%に及ばない。このことは、小規模に安定するのは比較的楽であるが、飛躍のためには、先進地農業地帯だけに、相当の工夫が必要であり、例えば将来、牧畜、大型機械化農法の導入、あるいは集団で特産地形成を図るなど、検討改善を要する問題が多い。

目標の主眼は、北伯の項で述べたことと同一であるが、ここで特記しておきたいことは、ヨーロッパ移住者は営農の目標を牧畜におき、日本人はあくまでも耕種農業を目標において来た事実である。家畜とともに歩んで来たヨーロッパからの農業者の考えは、今後の邦人移住者の営農目標に十分とり入れる必要がある。

南伯農業の原始林時代、邦人は常にその先頭に立って原始林を伐開し、山を焼き、雑作からコーヒー栽培、そして地力の減耗とともに新たな原始林に挑んで来たが、荒廃したコーヒー園を牧野化して、牧畜に移行することを始めたのは、極く近年になってからである。

その意味で、目標も経営形態の転換まで考慮する必要がある。当事者の適性と理想とによって、いくつもの目標が設定されるが、ここでは、経済的規模の面から以下の事例を具体的に示すこととする。

〔事例 一その1一〕

(果樹専業—イタリアぶどう—)

所有土地面積(10ha)	1,000千円
住宅(レンガ建165㎡)	4,200千円
同上附帯施設	1,500千円
自家用車輛 1台	1,500千円

以上，事業用地，生活環境固定投資額	8,200千円	
事業用施設，機械等	3,700千円	
（内訳 倉庫等建物 1,200千円 耕耘機，灌水施設 ハーフトラック等 2,500千円）		
農業租収入	7,500千円	
農業経営費（合成園償却費）	4,200千円	
農業所得	3,300千円	
（償却，修理積立）	800千円	
（経営内容）	ぶどう成園 4ha 4,000本	} 10ha
	$4,000\text{本} \times 1.5\text{箱} \times 25\text{CR\$} = 150,000\text{CR\$} \div 7,500\text{千円}$	
	宅地，作業場，出荷場等 3ha	
	苗圃，更新用地等 3ha	
家計費	1,500千円（北伯の項に準ずる）	

〔事例 一その2〕

（養 鶏）

採卵鶏中心の経営から，近年肉鶏（ブロイラー）への移行，併用が進んでいる。資金繰上，共に長所欠点はあるが，ここでは採卵鶏の場合について，目標とすべき規模を述べれば，

（成 鶏 常時 15,000羽以上）

産卵率 70% 以上を維持する場合年間 18,000千円以上の売上げとなる。

しかし，所得率は耕種農業と異なり飼料，薬品代等の関係から 20%程度と見込まざるを得ない。

従って，この場合 3,600千円の農業所得となり，ほぼ事例その1と見合う。

〔事例 一その3〕

（牧 畜）

牧畜は，中間地帯，奥地型（北伯の項参照）といえる。

最も肝要なことは、牧野の造成であり、原始林を一挙に牧野にする方法は稀れで、雑作、コーヒー等の跡地を牧野化する方が経済的である。日本では仲々理解出来ないが、優秀な牧夫なら1人で300～500頭を扱う。従って牧夫を雇用する前提でなければ大規模牧畜経営はできない。

目標とすべき規模は、(ヨーロッパ移住者からみれば極めて小規模ではあるが。)

牧 野 面 積	500 ha
年 間 放 牧 頭 数	700 頭
年 間 販 売 頭 数	200 頭
販 売 収 入	約 10,000 円

牧夫雇用、牧野改良等のほか衛生費用も必要であるが農業所得率は、他の作目に比していちぢるしく高く、7,000 円が見込まれる。

(1) 雇用青年移住者

現在、南米移住者の主力であり、今後も当分の間は、主力となることが予想される雇用農業青年移住者についての目標設定および援護施策の確立は、極めて重要である。

これらの移住者は、数が非常に多いこと、広範囲に散在していること、移動性が激しいことなどにより、その実態把握は必ずしも十分でないが、彼等の「生活と意見」の一端をうかがうるものとして、調査例につきその要点を参考までに次に記述する。

① コチア青年(コチア産組抜雇用青年)の実態 — 1970年7月現在—
1955年(昭30年)9月から1967年(昭42年)まで受入。

移住者総数 2,508 名のうち、自営農として独立したもの、64%、いまだ独立していないもの9%、商業・サラリーマンなどに転向したもの20%、帰国・死亡など7%である。

結婚状況については、現在の既婚者 2,000 名のうち、現地にて二・三世を配偶者としたもの70%、ブラジル人を選んだもの1%、日本から呼

寄せたもの25%、渡航時既に結婚してたもの4%である。

② 北伯雇用青年の意見 — (1972年3月ベレーン支部調査, 37名, 平均年齢24.6才, 在伯平均年数2~3年) —

渡伯について、来て良かったと思うもの29名、まだわからない7名、来ない方が良かった1名。仕事について、想像していたより「楽」30名、「きつい」7名。雇用契約について、契約どおり29名、契約と違う(不利)7名、契約より優遇1名。

結婚問題について、日本から妻を呼びたい14名、現地の日本人・日系人から配偶者を選ぶ21名、ブラジル人と結婚したい2名。現在困っている問題は、資金関係8名、対人関係3名、結婚問題2名、その他24名。以上の如き実態調査をより広く実施することによって、移住者の実状および意識ならびに引き受け者(パトロン)の意向・考え方も十分把握し、現実的措置を講ずることとする。

(目標)

雇用農の場合はまず自営農として独立することが目標の第一歩であり、独立後の第二の目標は、前項の自営農と同一とする。

したがって雇用青年の目標を便宜上2期に分けることとする。

a. 第1期 目標(自営農となること)

(a) 北 伯

① 雇用契約完了後の土地取得

30ha (300冊)

② 住宅等生活施設

必要最少限, 例えば木造住宅, 屋外井戸等を保有する。

(500冊)

③ 営 農(例)

コショウ 5,000本の定植

圃場整備, 伐開 10ha (100冊)

植付 5,000本 (1,000冊)

④ 独立に要する諸経費

例えば不動産登記，移転費等（ 100 円）

必要資金額合計 2,000 円

従来の調査では，独立時の本人の貯金は，せいぜい200円程度であり，これに事業団融資，郷里送金を加え独立する者が多い。しかしコショウは永年作物であり，植付後満3年を経て成木となり本格生産に入るため，この間の資金繰りのための援護を必要とする。

(b) 南 伯

① 雇用契約完了後の土地取得

10ha (1,000 円)

② 住宅等生活施設

必要最少限 (500 円)

③ 営 農

一挙にブドウ園を完成する（植付ける）ことは困難ではあるが，
自営農事例その1.に近づけるべく，1haのブドウのほか蔬菜，雑作
等を植付ける。 (2,000 円)

④ 独立に要する諸経費 (100 円)

必要資金合計 (3,600 円)

北伯よりも相当多くの独立資金を要し，また，事実上なかなか土地
が入手出来ないという問題があり，資金繰り対策とともに重要な課題
である。

b. 第 2 期 目 標

自営農の達成目標と同水準とする。

近年の雇用青年の移住時の年齢は，概ね23歳が平均であるが，3～4
年後に独立（独立時27～28歳，この頃は結婚問題も解決せしめたい。）
独立後5～6年後に経営拡大を図り第2期計画へ移行するものとする。

(c) 技 術 移 住 者

技術移住者の中には，企業経営を最終目標にしているものもいるが，
大部分のものは技術職，技能職として就労している状態であり，10年後に
彼等の到達すべき目標を次のとおり設定する。

a. 目標の主眼

現地の中堅以上の技術者、技能者と同等の待遇を確保するとともに、老後の保障もある健康にして文化的な生活を営むに必要な資金形成を図る。

b. 経済的規模

(a) 技術者

年間総所得		3,250 円
所有資産		
専用住宅（月賦購入1／2支払済）		2,500 円
同附属備品	1 式	1,000 円
自家用車輦	1 台	1,000 円
預貯金		2,100 円
	計	6,600 円
家計費		1,510 円
老後の保障等	退職時平均給与月額の75%相当額の受給資格を得る。	

(b) 技能者

年間総所得		1,760 円
所有資産		
専用住宅（月賦購入1／2支払済）		2,000 円
同附属備品	1 式	800 円
自家用車輦	1 台	1,000 円
預貯金		1,200 円
	計	5,000 円
家計費		860 円
老後の保障等	退職時平均給与月額の75%相当額の受給資格を得る。	

(c) 企業移住者

企業移住者の目標を経営的側面からみると、経営利益の確保、利潤の極

大化を最終目標とすることは当然であるが、企業形態・規模等が異なるので係数での画一的表示は困難である。

企業移住者個人の所得および資産所有状態については、少なくとも技術者の倍を目標とする。

○ 目標の主眼

労働集約型経営から知識集約型の中堅企業への体質改善、生産性と資金調達力のある適正規模企業としての成長を図るとともに、前掲「技術移住者」で設定した技術者の目標以上の水準を確保する。

(4) 移住地社会

移住者個々の生活、事業の伸展のためには、移住地や邦人集団地区全体の社会的・経済的基盤整備が不可欠であり、地域の発展と個人の伸展とは表裏の関係にある。特にそれは奥地集団移住地の場合重要であり、さらに地域開発にまで施策を発展せしめなければ、移住地が孤立化するおそれがある。移住地全体の目標を簡潔に表現すれば、ブラジル社会に調和した姿の中で日本固有の特色を備えた楽しく豊かな地域社会を建設することとするが未だ移住地は、生産第一主義を貫かねばならぬ経済的段階にあるので、当面は生産および社会基盤の整備を目標とする。

イ. 5年後の目標と重点施策

(7) 5年後の目標

a. 自営農業移住者

現在農業所得100万円以下の移住者（前掲46年度農家経済調査によれば北伯においては65%、南伯においては60%が該当する）について、農業所得150万円以上に達せしめることを目標とする。

このためには、北伯の事例（コショウ専業）においては少なくとも成木5,000本を保有せしめる必要がある。

南伯の事例（イタリアぶどう一果樹専業）の場合、成木2,000本の経営を必要とする。

この時点では、必要な土地、固定投資も10年後の達成目標に近接せ

しめておく必要があり、その基盤に立って、その後5ケ年に目標完成を図るものであるから、移住者にとってこの5ケ年間は経営的に最も困難な時期である。したがって生計費支出も年間50万円程度にとどめざるを得ない。

b. 雇用青年移住者

雇用契約期間満了者の全てが、前掲第1期目標を達成することを目標とする。

c. 技術移住者

適正なあっせんにより、固有技術を十分に発揮し、適切な評価を与える企業体に定着、就労していることを目標とする。

(a) 適 応 度

語学力については、外国系企業において支障なく勤務し得る程度の力を備え、職務遂行上必要な資格を取得していること。

(b) 所 得

当該職種給与水準の中位を確保し、技術に見合った適正対価を得ていること。

(c) 資 産 形 成

資産形成に着手していること。

(d) 生 活

中流生活を営み、将来のため投資が実施されつつあること。

	所 得	資 産					家計費
		専 用 宅	備 品	自家用 車 輛	預貯金	計	
技術者	1,950 ^{千円}	1,000 ^{千円}	480 ^{千円}	— ^{千円}	540 ^{千円}	2,020 ^{千円}	930 ^{千円}
技能者	1,430 ^{千円}	500 ^{千円}	440 ^{千円}	1,000 ^{千円}	739 ^{千円}	2,679 ^{千円}	690 ^{千円}

(注) 技術者の家族構成は夫婦および子供1人とし、技能者は移住後5年迄独身、6年目に結婚するものとして算定した。

d. 企業移住者

企業設立後5カ年で経営が安定することを目標とする。

(a) 経営基盤

移住前、本邦にて経営していたと同質程度以上の基盤を確保していること。

(b) 経営規模

設立投下資本額によって異なるが、移住前、本邦にて経営していたと同程度の規模を維持し、拡大の方向にあること。

(c) 経営者の生活

経営者として、前掲「技術移住者」で設定した所得、資産の2倍以上、および、生活については水準以上を確保していること。

e. 移住地社会

個々の事業の進展を容易ならしめるため、また事業に専念の余り兎角なおざりにされやすい教育・民生面を含めて、生産・社会基盤の整備充実を図る。このためには、必要に応じ、移住地を含めた地域開発事業を実施する。

(i) 重点施策

a. ブラジル側の開発計画に日本側が積極的に参加する形での移住地環境の整備向上。

(例) トランスアマゾニカ計画は、アマゾン流域の流通改善、地下資源の開発、農業団地の育成等を大きな狙いとしている。また、サンフランシスコ河流域開発計画は、一大畑地灌漑を目的としている。

わが方が、例えば、これらの計画に沿う農業開発に協力を行えば、既移住者はもとより、新規に自営農として渡航する者および雇用農の独立に間接的ではあるが大きな援護施策となり得る。

(具体措置) 第2トメアスーに農業総合試験場を設置して、実用試験、応用試験等を行ない、また、訓練・講習を通じてブラジル国(民)への技術協力を行なう。

また、ブラジル側の実施計画策定等に対し参加、協力する。

b. 移住地を中心とした地域開発事業

(具体措置) 移住地からの連絡道路の整備、場合によっては造成、移

住地を含む灌漑排水工事等

c. 調査・試験研究機能の拡充

コシヨウ、ジュートは移住者の試行錯誤によって開発されたが、第2・第3の作目の発見・開発を組織的に行なうことが必要である。

また、コシヨウの病害対策の確立は焦眉の問題である。

(具体措置) 事業団の本・支部の調査部門の拡充、試験農場の強化、スタッフの増員と研修

d. 援護、指導事業の強化

(集団移住地の社会・生産基盤の整備を含む。)

(具体措置)

(a) 文教対策

- (i) 奥地邦人大集団地区に中学、高校を建設する。
- (ii) 現在の育英資金の交付(補助)を充実する。
- (iii) 寄宿舎を学校所在の都市に、また(i)に附随して設置する。
- (iv) 青年学級の増設と強化。
- (v) 子弟の内地研修の増加。
- (vi) 日本語教育の拡充。
- (vii) 特殊学級(例えば、機械農業等)を(i)に併設する。

(b) 医療対策

- (i) 巡回診療の強化と機材・車輛の整備(環境衛生、医療知識の普及を含む。)
- (ii) 直営診療所の拡充
- (iii) 医師、看護婦の研修・留学と待遇改善

(c) 民生対策

(i) 老人対策

医療費、生活費等の補助、ホーム建設等、現地援協等との提携による措置

- (ii) 授産場、更生農場等の設置
- (iii) その他現地保護費等の拡大

(d) 社会・公共施設等

(i) 自治体育成

将来ブラジルの行政管下に移行するための援助指導の充実と自主財源の確保。

(ii) 奥地移住地にあつては、公民館を建設し、(ブラジル側の出先機関の誘致をも図る)

(iii) 道路、橋梁等交通手段の整備

集団移住地にあつては幹線道路を舗装する。

(iv) 治安対策強化のための措置として、警察官屯所、車輛等を整備する。

(v) (iv)とも関連し、有線放送、電話等通信手段を確保する。

(e) 生産基盤整備対策

(i) bに述べた灌排水工事、道路造成等およびCの調査・試験研究の拡充のほか、農協育成指導、特に市況・市場等に関する情報を提供するための施策を強化する。

(ii) 営農改善対策として、例えば先駆的に導入する機械、施設の実用試験を実施する。

(iii) 新規作目、新規品種の調査および実用試験を強化する。

(iv) 加工調整のためのテストを行う。

e. 雇用青年の独立援護対策

移住者の実状把握に努め、独立へのプロセスとして、分益農、借地農の段階を経るにせよ最終的には完全な自営農としてより多くのものがより早く独立し得るよう次の措置を推進する。

(a) 就労および独立についての指導・相談の強化(専門相談員の育成、その機動力の強化)

(b) 独立融資および融資枠の拡大

(c) 独立用地の確保あつせん(小移住地設定事業等による)

(d) 現地邦人子女等との交流を深めるための措置(結婚問題との関連を含む)

(e) 優良引受農家（パトロン）の選定および育成

f. 融資の拡充

(a) 現行融資条件を充分活用し得るだけの原資の確保

(b) 現行融資条件の改訂，特に個人貸付限度枠の増大

(c) 小工業融資枠の拡大および商業融資，地元日系中小企業への貸付特に工業技術者の独立融資について基準の改訂および増枠。

g. 原始林開拓方式の改善

(例) 40～50年前の開拓方式，すなわち従来の原始林を人力で伐開し，焼き払い，作物を植え，根株が自然に腐朽するのを待って，機械耕が可能となるような方法を改善する必要がある。

(具体措置)

(a) 現在実施中の機械畑事業を拡充する。

(b) 機械開拓，木材利用方法の調査研究

(c) 既成園分譲方式を改訂し，需要に応じた分譲を図る。

h. 日系社会助成対策

サンパウロ，ベレーン等の日伯文化協会，援護協会，商工会議所（日系）等日系の中心的諸団体との連けいを密にするとともに，これら団体の発展を助長するため，必要な援助を行なう。またこれらの団体を通じて，あるいは直接，各地方日系社会の健全な伸長を図る。

i. 技術移住者に対する施策

(a) 技術移住センターの施設を整備強化し，現地の中堅以上の技術者，技能者と同等の待遇が得られるよう適応，補完研修の充実を図る。

(i) 適応研修会を充実し，渡航後就労先あっせん方式移住については，講習期間を長期とする。

(ii) 補完研修会 特別講座の開設

(b) 技術移住者の中で能力と適性を有するものには独立の指導助成を行なう。

(具体的内容)

(i) 特別講座による経営能力の補完および会社設立のための具体的相

談指導

(II) 調査に基づき、業種の選定、適正規模等についての相談助言

(c) 企業・技術者移住を推進するため、在サンパウロ企業・技術移住推進協力委員会組織の育成強化を図る。

j. 企業者移住に対する施策

(a) 有望業種、具体的な移住希望企業の移住（投資）環境調査を実施し、また資料の整備の充実を図るとともに適切な情報の提供を行なう。

(b) 企業経営者の経営能力の補完を行なう。

（具体的な内容）

(i) 管理者研修の実施

(ii) 企業経営診断の実施

(iii) 相談・巡回指導の実施

(c) 部品加工業、修理業等の場合の系列化あっせん

(d) 工業の発展、産業の高次化に対処し、ブラジルにおける中小企業の構造上の問題を検討し情報資料の整備を図る。

2 アルゼンチン

(1) 現状と問題点

ア. 一般概況

(ア) アルゼンチンの人口は約2,300万人(1970年)、面積約280万km²(日本の約7.5倍)、人口密度85人/km²、人口増加率1.5%(1960~69年)である。

温帯地帯に日本に数倍する大平原を擁するアルゼンチンは、地図を一見するだけで、世界有数の農牧国であることが理解出来る。事実19世紀から20世紀にかけて、同国は世界有数の農牧産品輸出国であり、ヨーロッパ諸国の需要を満たしていた。

最盛時の輸出量は牛肉が全世界の75%、トウモロコシが60%、小麦が23%を夫々占め、その外貨収入は国民の生活水準を高め、教育の普及、社会施設の整備、農業技術の近代化をもたらすと共に、ブエノスアイレス市その他の優美な都市が形成された。

(イ) この隆盛も1930年(昭5)以降、急激な下降線をたどることになった。海外消費国家群の自主的農業開発、保護主義によるブロック経済圏の形成、自給体制、国内においては、大土地所有制度の弊害としての技術革新および生産性向上に対する熱意の欠如、第2次大戦後の工業偏重、農業軽視政策等々がその要因である。近年は農村の凋落と急激な工業労働者優遇政策による極端な人口の都市集中(70%)がすゝみ政情不安とインフレが深刻化している。

政治的には1966年6月28日軍事クーデターにより、オンガニア政権が成立して以来、6年半余、3代にわたり軍事政権が続いたが1973年3月11日9年振りに大統領選挙が行なわれ、ベロン派のエクトル・カンボラ氏が勝利を収め、5月25日大統領に就任し、軍部が政権から退いた。

(ロ) 1964年(昭39)のアルゼンチンGNP中の農牧業のシェアは16.8%、製造工業は33.7%、産業別人口構成は、農牧業19.1%、製造工業25.7%と

なっているにもかかわらず、輸出構成は、農牧産品 91.1%となっており、依然として、輸出は停滞した農牧業に依存しており、工業生産は、単なる輸入代替という消極的役割りを果しているに過ぎない。この間、世界輸出市場におけるシェアも牛肉は75%から30%へ、トウモロコシは60%から20%へ、小麦は23%から10%へと低落している。

- (四) アルゼンチン経済の停滞脱却への提言として中南米経済学者ラウル・ブレピッシュは、「従来の工業部門偏重、農牧業軽視を改め、まず農牧部門の近代化、生産性向上を図ることにより、生産を刺激し、輸出を拡大せねばならぬ。これにより外貨を獲得し、購買力、輸入能力を増大した上で、工業製品に対する国内マーケットの拡大を図るほか、出来るかぎり工業資本、近代技術について先進諸国の協力を取り入れバランスのとれた国際競争力ある工業を育成せねばならない。」と述べている。

第2次大戦後、幾多の試行錯誤、暗中摸索を続けたアルゼンチン政府は、結論として上記提言を妥当と認め、この線に沿って軌道を修正せんとしており、行政組織、経済政策面にこれを取りあげている。

- (五) 土地制度、経済構造はいまだに旧時代的色彩が濃く（大地主、一部資本家の独占）、零細農、零細企業は搾取の対象になり易い。したがって、小規模事業が単一業種に集中することは、共喰い、共倒れの危険性が極めて高いので、アルゼンチン国内における事業経営は、営農作目、業種の多様化と個々の経営規模の拡大、協同事業の推進などの体制づくりを確立することが特に必要である。

イ. 日系社会と戦後移住者

- (六) 邦人移住者の場合、戦前の移住は殆ど個人ベースで進められ、少数の商業関係者、農業者等が日本より直接移住した以外は、近隣諸国へ一旦移住したものの転住者が多く、その総数も5,400人程度であり、沖縄県出身者が約70%を占めたのが特色である。

戦後、移住協定締結に先立ち、1,947年（昭22）より沖縄出身者による自主的呼寄せにより邦人移住が再開された。

その後外務省実習生制度の復活、アルゼンチン政府の民間ベースによる日本人400家族導入の許可等々、開拓農その他の公募による計画的移住制度が設けられアルゼンチン移住も本格的に進められるに至った。日本政府援助ベースによる移住は1955年(昭30)以降本格化した。毎年100~200名の邦人が渡航しており、その数は、現在に至るも減少せず、むしろ漸増の傾向すらうかがわれる。呼寄せ移住が中心となっている関係上、沖縄県よりの移住が依然として活発である。

また、近時商工業関係者の移住は漸増傾向にある。

- (イ) 前項に述べた如く、邦人のアルゼンチン移住の流れが本格化してから日がなお浅いので、日系社会の規模は極めて狭小である。現在の在アルゼンチン邦人26,000人中、戦後移住者は、周辺諸国よりの転住者を含め約8,000人と推定される(日本政府渡航援助2,000人、沖縄県より自費ないし呼寄せ移住3,000人、転住3,000人)。26,000人の分布は、内20,000がブエノス市その他の都市ならびにその周辺に集中し、主として花卉栽培、洗染業に従事し、専ら家族労働に依存する小規模の独立経営単位を形成しているが、その大半は、資本の蓄積も乏しく、経済の変動に対する抵抗力に欠けている。一部邦人が内地において永年作栽培に従事しているが、生産物の流通、加工段階において、少数の大資本家群の中間搾取を受け、これらに対抗する自衛態勢ないし組織作りは整備されていない。
- (ロ) 移住者の自主的指導機関として、アルゼンチン拓植協同組合(通称“ア拓”, 1953年設立、邦人移住者呼寄せ、入国手続代行、営農技術指導、生産物販売)と日系企業振興協会(1968年設立邦人企業の経営指導、内地よりの企業移住指導)の2団体があり、前者は戦後移住の軌道化に大きな功績を示した。両者いずれも現地民間における移住団体であり当事業団としても緊密な連携調整をはかってゆくべきである。

(2) 受入政策とわが方の方針

ア 受入政策

(7) 他の中南米諸国同様、アルゼンチンもヨーロッパ人の移住国であるが、建国以来、最近に至るまで、白人中心主義を国是として来た結果（憲法25条）、その人口構成中、白人の比率が97%と高いことが特色である。そのヨーロッパ移住者も1950年（昭25）年代以降減少の一路をたどりつゝあり、1914年（大3）総人口中外国籍のもの30.3%、1960年（昭35）12%となっており特に最近の移住者の入国は年間2,000名を下廻っている。この傾向に鑑みアルゼンチン政府も広く門戸を世界諸地域の国民に開放することとし、その一環として1961年（昭36）にはわが国とも移住協定を締結した。

(1) 特に開発を要する奥地の過疎問題は、人口政策上のポイントであり、年率1.5%の低人口増加率をもってしては、早期解決は不可能で、1969年（昭44）に至って新たに法律194号（移住促進法）を制定、移住者優遇策を打出し、また周辺諸国よりの労働力移入と併行して、広く海外諸国よりの資本装備を伴った開発能力の導入を図っている。

イ. わが方の方針

(7) 新規移住者の送付

したがって、今後のアルゼンチン移住は、上記事情を踏まえた上で、

a. 目先の政情不安、経済不安定を過大視することなく、アルゼンチン本来のポテンシャル、発展性等に着目して開発能力または資本装備のある移住者を送付することが肝要である。

b. 業種としては当面農業が中心で副次的に、商工業技術移住者や特殊の中小企業の進出をはかるものとし、なお、技術移住者については、日系企業は、いまだ少数、小規模であり、受入基盤が極めて脆弱であることから、慎重に対処するとともに、外国系企業への導入をも図る必要がある。

(1) 既移住者の援護

a. 在アルゼンチン移住者の特殊性から、特に留意すべき点は、既移住者の分散ないし業種の多様化指導である。花卉・洗染業に代表される邦人

移住者の大半は、何れも家族労働力に依存した零細・小規模企業で、既に生産過剰、共喰いの状態に入っているとも言われている。よって移住者の自主的動きと相まってその体質強化、整理統合、他部門への転換、基盤の確立拡大、業種の多様化の促進に協力する必要がある。

b. 援護の方針としては、アルゼンチンの現状に鑑み、重点は、移住者およびその団体に対する直接援護とし、社会環境整備は、補足的なものとする。

(a) 環境については、域内道路、通信、給排水、農産加工施設について援助する。

(b) 個人に対する直接援助は、新・旧移住者を通じて、生活の安定および生産目標を上げることが目的とする。

(3) 今後の目標と施策

ア. 10年後の目標

(ウ) 個人

アルゼンチンにおいても、ブラジルの場合と同様に包括的に論ずることは困難であるので、代表的なものとして次の事例につき述べる。

a. 都市近郊（花卉園芸 — 自営）

所 有 地	3 ha
温 室 数	15 棟
農業租収入	82,500 ペソ（2,145 冊）
農業所得	26,880 ペソ（699 冊）
家 計 費	14,400 ペソ（380 冊）
住 宅（レンガ建）	1 棟

その他、営農に必要な揚水設備、動噴および小型トラック1台を所持する。

b. 都市近郊（花卉園芸 — 雇用）

花卉園芸に従事している雇用青年については、出来る限り早期に独立

することを旨す。独立後の目標は、上記 a とする。

c. 奥地（果樹 — アンデス移住地）

・ 所有地	30 ha
果樹園	15 ha
アルファルファ	10 ha
農業粗収入	219,000 ペソ (5,694 冊)
農業所得	85,470 ペソ (2,222 冊)
家計費	36,000 ペソ (936 冊)
住宅（レンガ建）	1 棟

そのほか、倉庫 1 棟、乗用車、小型トラック、トラクター、動力噴霧器各 1 台等々を所持する。

d. 奥地（ガルアペー移住地）

所有地	90 ha
果樹園（柑橘）	10 ha
紅茶	15 ha
牧場	50 ha（肉牛 100 頭）
肉牛	60 頭
植林	10 ha
農業粗収入	133,650 ペソ (3,475 冊)
農業所得	95,000 ペソ (2,470 冊)
家計費	15,000 ペソ (390 冊)
住宅（レンガ建）	1 棟

そのほか、倉庫 1 棟、乗用車、小型トラック、トラクター、紅茶収穫機、動力噴霧器各 1 台等々を持つ。

e. 中間地帯（養鶏、果樹、雑穀）

47年度に、ネウケン州にリンゴ主体の小移住地を設定したほか、コルドバ市近郊において少数の養鶏農家があるのみで、日系人にはその事例が極めて少ないが、今後目指すべき農業経営形態としては、興味深いものがあるので調査と具体的計画を進める。

(f) 移住地社会

アルゼンチンは、南米の他の国々に比し、社会基盤が比較的整備されており、都市およびその周辺に住む移住者に対しては、特に大きな社会投資を必要としない。しかし、奥地移住者の場合には、都市と地方との格差が大きく、社会基盤（道路、電気、通信手段など）および生産基盤（農産加工施設、灌漑施設、農業機械など）の整備が不可欠である。

現実的には、アルゼンチンにある奥地移住地は、ポリビアやパラグアイの移住地に比較し小規模であり、邦人移住地のみで社会・経済的に独立体となることは困難な状態であり、隣接の村落をも包含した周辺社会の中で考慮しなければならない。

例えば、ガルアペー移住地の場合、移住地全体で300haの紅茶園となり、一応製茶工場の経営単位となり得るが、その経営を確固たるものにするためには、近傍邦人農家の参加を考慮する必要がある。

アンデス移住地の場合、移住地全体で300haのブドウ園、300万Kgの収穫量となり、ブドウ酒醸造所経営の単位となり得るので既存工場との関連について慎重に考慮する必要がある。また、灌漑水の確保と雹・霜等の災害防除対策が不可欠である。

また、都市居住者、近郊散在移住者および奥地移住者のための社会施設を補完するため、ブエノス・アイレス市に日本病院の設立を検討する。

イ. 5年後の目標と重点施策

(f) 5年後の目標

a. 個人

(a) 都市近郊（花卉園芸 — 自営）

所有地	3 ha
温室数	6 棟
農業粗収入	33,000 ペソ (858 円)
農業所得	17,330 ペソ (451 円)
家計費	8,400 ペソ (220 円)
住宅（木造）	1 棟

その他、営農に必要な、揚水設備、動噴、各1を所持するが、独立後6～7年目に結婚するものとして、生活費をみている。

(b) 都市近郊（花卉園芸 一 雇用）

都市近郊において花卉・園芸業に雇用青年として就労している者については、現存対象者が出来る限り早期に自営農として独立することを目指す。

独立にあたっては、単にブエノス・アイレス市近郊での花卉・園芸業としての活動のみならず、他州における他部門農業への転換をも図る。

(c) アンデス移住地

所 有 地	20 ha
果 樹 園	10 ha
アルファルファ	6 ha
農業租収入	126,000 ペソ (3,276 冊)
農業所得	55,105 ペソ (1,433 冊)
家 計 費	30,000 ペソ (780 冊)
住 宅 (レンガ建)	1 棟

その他、倉庫1棟、小型トラック、トラクター、動力噴霧器各1台

(d) ガルアペー移住地

所 有 地	60 ha
柑 橘	9 ha
紅 茶	10 ha
牧 場	30 ha (肉牛 60 頭)
植 林	10 ha
農業租収入	35,500 ペソ (925 冊)
農業所得	17,150 ペソ (445 冊)
家 計 費	7,000 ペソ (182 冊)
住 宅	(木造)

そのほかについては、アンデス移住地とほぼ同じ。

(1) 重点施策

a. 個人

ア. 花卉園芸(自営)

営農指導を通じ、(1)花卉品質の向上、改良。(2)多年生、永年生花卉栽培の普及。(3)母、高級蔬菜の温室栽培導入による多角経営等により、営農の安定を図る。また、蓄積した資本により、他州における果樹、養鶏、牧畜または地方都市周辺での花卉栽培への進出を勧奨し、日系人の都市偏重、単一職業偏重の是正を図る。

イ. 花卉園芸(雇用)

現存対象者が出来るだけ早期に独立出来るよう、小移住地の設定、独立資金援助の措置を強化する。

ウ. アンデス移住者

営農の安定を第一義とし、(1)灌漑用水量の確保。(2)自然災害防除対策の確立を図り、1戸当り、ブドウ主体の果樹園10haの植付けをすすめる。

また、農家の所得の増大を図るため、農産加工施設(ブドウ酒醸造工場)の設置を検討する。

エ. ガルアペー移住者

ミシオネス州に適した、新農法の開発が急務であり、それがためには現地研究機関との協力態勢を確立し、さらに営農の機械化をはかる必要がある。

また、これと相まって、農業経営合理化のために、耕地の交換分合も必要となる。

オ. 技術者、企業部門

(1) 経営能力ある適格者の場合、独立経営のための融資援助を行なう。

(2) 洗染業者、その他の工業経営者に対しては、統合、合理化による経営規模の拡大につき、地元団体と協力して指導するほか、長期資金を中心とした融資援助を行なう。

b. 移住地社会

(a) 都市近郊小移住地

小移住地の設定にあたっては、移住者の経済的状况から、都市近郊とはいえ、社会基盤が整っている場所は求め難い。したがって、次のごときものが必要である。

(1) 域外道路から移住地への道路の整備

(2) 電化

(b) 奥地（ガルアペー、アンデス）

社会基盤整備のため、

(1) 通信設備の整備（事業所、農協、小学校、診療所、警察官屯所等）。

(2) 域内主要幹線道路の舗装などを行なう。

(c) 都市

都市居住者、近郊散在移住者および奥地移住者の生活安定を図るため、プエノスアイレス市に寄宿舍（日本語学校併設）の設置を図る。

3 パラグアイ

(1) 現状と問題点

ア 一般概況

(ア) 政治・経済・社会一般

パラグアイの人口は約240万人(70年推定)、人口密度は5.9人/km²で南米ではボリビアに次いで人口密度は低い。政治的にはストロエスネル大統領の長期政権下において南米においてはもっとも安定している。

パラグアイ人の中心をなしているのは、原住民グアラニー族とスペイン人との混血である。職業別割合は、農牧林業60%、工業15%、サービス、商業、その他25%である。主要部分を占める農牧林業について、その80%は農業に従事しているものの、さらにその95%は、10 ha以下の小農で自給的農業を営んでいる。

パラグアイの経済構造は、農業、牧畜、林業が中心であり、その貿易構造も、これらの第一次産品またはその加工品を輸出し、それによって、国民生活に必要な工業製品および消費物資の大部分を輸入している。

しかし、これら物資の輸出入にあたっては、その地理的条件から、河川輸送費が極めて高い。

一方、輸出用産物は、肉製品のほかにケブラチョ・エキス、桐油等にみられる如く合成品と競合したり、または、木材のようにアルゼンチンの景気変動に支配される等の弱点をもっている。

パラグアイにおける学校教育は、小学・中・高校および大学となっているが、就学率は小学校の場合、入学時は83%であるが、卒業する者はその25%で極めて低い。

特に農村地方ほど、学校施設の不足や、父兄の経済的理由等のため進学率は低い。

(イ) 開発計画

パラグアイ政府は、1965年以來積極的に国内社会経済開発に取り組んで

かり、すでに第1次国家開発計画（1965～66年）につづいて、現在経済社会開発国家計画（1971～75年）に入っている。この国家計画の重点施策としては、道路の整備、電力開発、船舶増強、農業開発等があげられるが、このなかで特に、農業開発計画が強く打ち出されている。その主たる内容は、輸出伸張のための農牧畜の振興、輸入に依存している小麦の増産および自作農創設を目的とした農地改革であり、これらの施策は特に、事業団直轄3移住地（フラム、アルトパラナ、イグアスで総面積は約19万ha、ほぼ東京都の面積に匹敵する）を包含するアスンシオン—エンカルナシオン—プレシデンテ・ストロエスネル港を結ぶ東部三角地帯を重点地域として進められている。

また、パラグアイ政府は、経済開発のための外資導入を促進するための優遇策を講じているが、わが国よりは、この適用を受けて日本人移住者の多い東部地方にイタブア製油商工団（CAICISA）、パラグアイ絹糸工業団（ISEPSA）およびイグアス農牧団（CAYSA）の3日系企業が進出している。

ウ) 外国人移住者

パラグアイでは従来ヨーロッパその他からの外国人移住者を積極的に導入してきている。その数は、日本人移住者を除いて約5万人（主としてドイツおよびポーランド等）であるが、これらのうち東部地帯に入植した移住者は、原始林を開拓し、永年作物、家畜を加味した雑作牧畜型の多角経営で安定したヨーロッパ的社会を建設している。

特に、これらのなかでもドイツ系等の移住地では、本国政府または宗教団体等の援助によって、パラグアイ政府の承認した全寮制私立学校（小・中・高校）や総合病院を建設し、移住者自身の教育や福祉を図っている。

イ. 日系社会と戦後移住者

ウ) 日 系 社 会

パラグアイには、1936年ラ・コルメナに初めて日本人が移住し、現在、二世を含めて約7,000人（約1,250戸）が居住しており、そのほとんどは戦後

の移住者である。

首都のアスンシオン市やエンカルナシオン市などで商工業を営んでいる者も一部いるが(ラ・コルメナ出身者の中には、職業軍人、官吏、医師等として活躍しているものもある)、大部分は集団移住地などで農業に従事し、農業協同組合を結成している。また、各地区には日本人会が組織されている。

パラグアイにおける日本人移住の歴史は浅く、かつ戦前の移住者数は僅少であったため、パラグアイにおける日系社会の地位はいまだ弱い。戦後渡航した多数の移住者がその経済的発展や子弟教育の充実と相まって、近い将来パラグアイ社会の各方面で発展することが期待される。

(1) 戦後移住者

パラグアイには、約1,300戸の戦後移住者がいるが、そのほとんど(約85%)は農業に従事している。また、そのうちの大部分(約80%)は、アルトパラナ、フラム、イグアス、チャベスの4大集団移住地に集中しており、残余は、アマンバイ地方およびアスンシオン市周辺などに散在して農業を営んでいる。

パラグアイ以外のアルゼンチン、ブラジルへの転住や帰国などによる転出者を除き、戦後移住者のパラグアイ内の定着率は約80%、移住地での定着率は約60%である。

これら移住者の営農形態は、一部(アスンシオン、イグアスに蔬菜主体のものもあるが、大部分は雑作(主として大豆)に永年作物(イタブア地方は油桐、アマンバイ地方はコーヒー)および牧畜または養蚕を兼ねた経営規模66ha前後の複合経営で、最近は、特に養蚕を加味した農家が増えつつある。また、養豚については、品種と市場との関係で新局面が開かれつつあり、有望視されている。

一方、これら移住者の経済状態は、上向いてきているが、農家所得は一戸平均2748千円(785万円)で、日本内地の平均農家所得(約140万円)の60%であり、消費水準も低い。

また、これら移住者間には入植後10年余を過ぎて、階層分化も相当進

んでおりその実態は次のとおりである。

階層分類	年間所得	百分比
上位農家	50万 ØS (130万円)以上	12%
中位農家	20~50万 ØS (50万~130万円)	40%
下位農家	20万 ØS (50万円)以下	48%

この下位不振農家48%の所得の向上と、生活の安定を図ることも今後の移住者援護の重要な課題となっている。

(2) 受入政策とわが方の方針

ア. 受入政策

パラグアイ政府は、国土資源の開発と経済発展のため、積極的な移住者導入政策をとっている。わが国との間には1960年に移住協定が締結され、これによりパラグアイ政府は、30年間に85千人の日本人移住者の受入れを認め、また、日本人移住者には第三人移住者より不利でない待遇を与えるため種々の便宜供与を行なっている。

しかし、近年における日本人移住者送金の激減により、パラグアイ側はそれだけパラグアイの経済開発が遅れるものとして、移住者送金の増加と移住地開発の促進を強く要請している。

イ. わが方の方針

(1) 新規移住者の送金

わが国よりパラグアイへの移住は今後とも農業移住が中心であり、パラグアイの要請および農業近代化に対応し得る農業者の送金を主眼とする。

また、優良農家の育成に努め、それを呼寄せ基盤として雇用青年の導入を図る必要がある。

(2) 既移住者の援護

既移住者の経済的現況は、高度の経済成長と完全雇用の域に達している日本の現況と比較すると、両者間の社会的経済的格差は著るしくなりつつ

あり、これが是正は今後における既移住者援護の基本的課題であって、このためには、長期的展望に立った援護施策を講ずる必要がある。さらにパラグアイの農業開発のモデルとなってパラグアイに貢献するような、国際協力的な面をも考慮した援護施策をも加味すべきである。

(3) 今後の目標と施策

ア 10年後の目標

㊦ 個人

a. 経済面

パラグアイに戦後移住した日本人移住者も10年余りを経過し、最近経済的側面でも急速に向上しつつあるが、いまだ日本内地の農家所得には及ばない。従ってこの格差是正の第一段階として、これより10年後には上位農家の水準まで引上げることを目標として、経済基盤の整備、経営近代化のためのテコ入れを行なう。次表は代表的営農形態別に今後10年程度で到達すべき目標を示したものである。(10年後で現在所得の約25倍増)

形態別、目標所得および資産

形態	経済収支	土地利用	施設機械器具家畜
雑作機械化	粗収入 1,700 千円S 経営費 800 千円S 所得 900 千円S (225 万円)	面積 150 ha 機械畑 40 ha 油桐 15 ha 牧場 12 ha	トラクター 1台 1,000 千円S アタッチメント 500 千円S コンバイン(1/6台) 300 千円S 肉牛(成牛換算25頭) 375 千円S 倉庫 1棟
養蚕雑作	粗収入 1,400 千円S 経営費 800 千円S 所得 600 千円S (150 万円)	面積 100 ha 大豆 32 ha 桑園 6 ha 牧場 8 ha	蚕室 510 千円S 蚕具 280 千円S 耕耘機 250 千円S 肉牛(成牛換算14頭) 210 千円S
牧畜雑作	粗収入 1,000 千円S 経営費 300 千円S 所得 700 千円S (180 万円)	面積 150 ha 牧場 100 ha 雑作 10 ha	牧欄等 300 千円S 種牡牛 3頭 120 千円S 千円S 肉牛(成牛換算200頭) 3,000

b. 生活面

移住者の家計費は、ここ2年間は急速に伸びているが、それでも昭和45/46年の家計費の平均は当事業団が行った農家経済調査によれば144千円S(約41.1万円)で極めて低い。10年後の目標は、現在のわが国平均農家に匹敵する生活水準を保持せしめることである。

(1) 移住地社会

a. 移住者の土地面積

現在移住者の全所有面積は約6万haであるが、今後アルトパラナ・イグアス移住地等で経営規模の拡大と大型機械化営農が進めば10年後の移住者による土地所有面積は50%増の9万ha程度となろう(1戸当たり所有面積は100~150haとなろう。)またそれに伴って、機械化営農のための土地基盤の整備が行なわれるならば、機械畑面積は現在の520haより12,000haに増大するものと推定される。

b. 作付作物と生産額

今後日系集団移住地における営農の選択的拡大(雑作機械化・養蚕・牧畜等)が推進されるものとして、10年後の主要作物の作付面積を想定すれば下記表の通りであるが、その他今後養豚が相当伸びるものとみられる。

作物別、作付面積、生産量の想定

生産物名	作付面積		生産量		生産額		パラグアイの生産量(1969)
	現在	10年後	現在	10年後	現在	10年後	
大豆	11,400ha	28,000ha (22,600)	18,000t	52,000t (41,000)	145,774千円S	520,000千円S (410,000)	22,000t
トウモロコシ	3,500ha	10,000ha (9,000)	7,000t	25,000t (22,000)	15,224千円S	87,500千円S (77,000)	153,000t
小麦	251ha	6,280ha (4,000)	251t	6,900t (5,400)	2,052千円S	69,000千円S (54,000)	30,000t
養蚕	桑園921ha	3,500ha (2,500)	蚕150t	1,900t (1,100)	30,000千円S	380,000千円S (220,000)	微少
草地	2,300ha	5,000ha (3,800)					
油桐	7,600ha	7,600ha	21,600t	21,600t	50,658千円S	50,658千円S	45,000t
コーヒー	500ha	460ha	1,000t	1,000t	4,600千円S	4,600千円S	6,060t
牛飼育数	4,000頭	12,000頭 (8,000)					

(注) 1. (内)は5年目の数値を示す。

なお、これらのほかに新規作物としてヒマワリ、ハッカ、セルパズルセなどの工芸作物の導入や日陰樹下のコーヒー栽培技術上の工夫も考えられる。

c. 移住者の所得

昭和45/46農家経済調査によれば、主要集団移住地における日本人移住者の1戸平均所得は274.8千円(約785万円)である。これらの移住者は入植して10余年を経過し、その所得上の階層分化がかなり進んでいるが、低位農家が全体の約半数を占めており、これら農家の営農改善と農業の近代化をすすめることにより次の通りの階層構成に引き上げること为目标とする。

農家階層	階層構成の改善目標
上位農家	現在の12%を10年後50%
中位農家	〃 40%を 〃 30%
下位農家	〃 48%を 〃 20%

d. 子弟の教育

現在日本人移住者の子弟就学率は中学校75.6%、高等学校43.7%で、日本と比べて低い。今後教育環境の整備、育英資金制度の拡充等により、教育内容の質的向上を図るとともに、10年後には就学率を、中学100%、高校70%に引き上げること为目标とする。

e. 社会基盤の整備

(a) 生活文化関係

これまで移住者の殆んどが自己の開拓営農に追われ、等閑視してきた移住地の生活環境整備を充実していく必要がある。そのためには、今後公民館利用を中心とした社会教育の充実を図るほか、教養、娯楽、スポーツ関係の施設を整備するとともに、市街地センターからの道路舗装・公園の緑化(緑地設定および植樹)・電化通信施設の充実を図り、同時に防犯および生活改善上からも住宅の改善をすすめる必要がある。

(b) 保健衛生関係

移住者の保健衛生については、事業団直轄移住地においては、事業団の直営診療所が設置されているが、今後ともこれらの診療所は健康管理センターとしての機能を果たすものとし、一方恒久的な対策として、日系子弟の中から医師および看護婦の養成を図る。また将来上記診療所を中心として日系社会主体の医療共済制度の確立を目標とし、さらに現地医療機関との連携を緊密なものとしていく必要がある。

f. 移住者団体の育成

移住地の健全な発展は、移住者自体の自覚に負うところが大きい。特に移住地にあっては、経済団体としての農協とパラグアイ側の自治政策を補完する自治体は、極めて重要な存在であるので、これらの組織の強化のため、人材養成および財源の確保等につき指導援助し、自主的運営を図る。

g. 不振農家の再建

集団移住地の不振農家は、現在133戸あり、その中で①比較的再建の早いとみられるもの83戸、②脱出には相当期間を要するもの45戸、③帰国転住等の特別措置を必要とするもの5戸に分類される。今後10年で①クラスの70%、②クラスの50%の再建を目標とする。ただしこれのためには、濃密な指導と特別低利の資金援助が必要である。

4. 5年後の目標と重点施策

(7) 5年後の目標

a. 個人

(a) 経済面

5年目の所得目標は、現在の所得の倍増を目途とする。

(5年後の経営収支—雑作主体農家)

粗収入	1,100千ℳS (約280万円)
経営費	600千ℳS (約140万円)
所得	500千ℳS (約120万円)

(b) 生活面

当分の間営農の合理化転換により、経営面の伸長を図るため家計支出を抑制する必要がある、耐乏生活が要求される。したがって、この間社会生活基盤の整備等については当事業団において援助する必要がある。

b. 移住地社会

各移住地とも定着戸数は、ここ数年間は大きな変動がないであろう。ただし、イグアスは、今後5ケ年間に約50戸程度の新規入植が見込まれる。

長期計画の推進によって、第5年目には経営規模の拡大と、機械化営農の進展に伴ない、平均1戸当り80～90ha位、全体として7～8万ha位の土地を所有することとなり、機械化畑も10,000ha程度に増大することとなろう。ただし、これがためには、機械化施策の推進と土地分譲条件の緩和措置を必要とする。

5年後には牧畜(牛)および雑作機械化に伴ない大豆、トウモロコシ、小麦等の増産が見込まれるのでサイロの建設が必要である。また養蚕の拡大によりISEPSAの製糸工場の建設導入が絶対に必要である。

なお、油桐は現状維持、アマンバイにおいては、コーヒーの不適地を整理し、他作物への転換を図るため、若干作付面積の減少が予想されるが、他面新規作物として養蚕等が推進されよう。また、日陰樹下のコーヒー栽培の試験研究、ジェルバ・ドルセの開発試験もすすめる必要がある。

5年後の農家階層については、上・中位農家を対象とした機械化営農および中・下位農家を対象とした養蚕・雑作営農の推進により、階層別構成比率を上位20%、中位50%、下位30%にそれぞれ引き上げることを目標とする。

子弟教育については、教育環境の整備、育英資金制度の拡充強化により、教育内容の質的向上および就学率の増大を目標とする。

生活文化等社会基盤の整備ならびに移住者団体の育成については、前

述の長期目標に同じである。特に自治体については、その資産の形成を図るなど財源の確保策を講じ将来の自主運営の基盤を形成する。

不振農家の再建については、濃密指導と更生資金の適用等により下位48%を30%に減少せしめることを目標とする。

(イ) 重点施策

a. 個人

(a) 土地分譲条件の緩和

事業団直轄移住地における経営規模拡大のための土地分譲条件を緩和する必要がある。

(b) 融資枠の拡大

営農規模拡大のため、事業団融資貸付枠を拡大(300万円)する必要がある。

(c) 近代的営農技術研修の強化

(i) 現地における技術研修

パラグアイ農業総合試験場の施設を整備して移住者子弟の農業基礎理論および技術の研修訓練を行ない、また中南米先進地における農家実習制度を確立し、農業技術の改善向上を図る。

(ii) 日本内地における技術研修

将来移住地営農近代化のリーダーとなる者に対しては、日本に派遣し、専門的技術を研修させる必要がある。

(iii) 不振農家に対する特別対策

殊に濃密指導と養蚕の導入による資金回転を図り、経営向上を図る。

(d) 生活改善指導

経営規模の拡大にのみ専念し、生活面をおろそかにしがちなので、当初の5年間は、特に公民館等を中心とした生活改善運動をすすめる必要がある。

(e) 子弟に対する育英助成の拡充強化

当面、5年間は経済的理由から、中学・高校への就学困難な者に対

しては、育英助成費の拡充強化による援助が必要である。

b. 移住地社会

(a) 農業生産基盤の整備

営農の機械化と農業生産性を向上させるため、機械伐開等により土地基盤整備を実施する。

(b) 農業近代化のための施設の整備

雑作機械化および養蚕、畜産の振興と近代化のための共同利用施設の整備を行なう。

(c) 大型機械化パイロット団地の建設

アルトパラナおよびイグアスに、機械化総合パイロット団地を建設し、原始林および焼畑の機械伐開等を行なう。耕地の造成分譲方式を確立する。

(d) 流通機構の整備と市場開発

(i) 新規作物開発のためのパイロット加工施設の設置

(ii) 進出企業の誘致ならびに CAICISA, ISEPSA および CAYSA 等進出企業との提携による市場開発

(iii) バラグアイ開発計画との関連に基づいた流通機構の確立

(e) 試験・研修施設の整備

現地に適合した近代的、合理的な農業技術の開発や経営者および農業技術者の育成のための現地試験研修場の整備強化が必要である。

(f) 子弟教育の向上

(i) 子弟の教育の質的レベルアップを図るための優秀教師の確保および学校施設の整備

(ii) 子弟の通学、就学を便ならしめるための寄宿舎、スクールバス等の整備

(iii) 子弟の教育内容および就学率向上のための育英助成の拡充強化

(iv) 子弟に対する日語教育のための教師派遣

(g) 生活文化等社会基盤の整備

(i) 公民館の設置と公民館を中心とした社会教育、生活改善運動の推

進

- (ii) 公園造成（緑地化，植樹等），娯楽，スポーツ施設等社会生活環境改善の推進
- (iii) 電気導入と道路・通信施設の整備（幹線道路の舗装）
- (h) 保健医療体制の充実
 - (i) 診療所施設の整備
 - (ii) 現地日系医師，看護婦の育成
- (i) 移住者団体の育成
 - (i) 農協育成 — 農協再建整備の促進，役職員の資質向上，融資枠拡大
 - (ii) 自治団体の育成 — 運営能力の向上，自治センター（公民館内）設置，自主財源の培養育成

4. ボリビア

(1) 現状と問題点

ア 一般概況

㌞ 政治・経済・社会一般

ボリビアは、独立以来 150 年の歴史を有するが、民主的ルールによって政権交替の行なわれることは稀で、その政治・経済・社会活動は、一般的に停滞状況にある。ただ、1952 年の MNR 革命（国民革命運動）は従来の宮廷革命と異り、農地改革、鉱山等主要産業の国有化、民兵制度の組織化、普通選挙制度の実施によって、ボリビア国民に近代化への燭光を与えた。しかしながら、政治体質の基本的な改善には至らず、今日なお、軍事独裁政治の印象が強い。

政府収支は、恒常的な赤字財政が続き、1971 年度には、約 3 千万ドルに近い支出超過となり、この解決手段を米国に依存しており、今後もこの状態が継続するものとみられている。

農村人口は、総人口の 65 %、人口増加率は 1.5 % でこの傾向は 25 年間変わっていない。これは、低い生産性と悪い生活環境に因るものである。しかも、国内総生産の首位は農業であるが、過去 10 年間の農業成長率は 0.8 % で、殆んど開発が進んでいない。因みに、政府の農業支出は、2.5 % に過ぎない。一方、この数年来 3 千万ドル以上の消費財を輸入しているが、その大部分は食糧品で、これは鉱物を除く輸出額と略々同じである。農村人口の大部分は、生産性の低いアンデス高原に居住しており、肥沃な熱帯平原地帯の農業開発を如何に進めるかがボリビア国の将来をかける重要政策となっている。

鉱業国といわれるボリビアのイメージは輸出総額の 90 % が鉱物であることによる。しかも、錫は輸出鉱物の 50 % を占める基幹産業であるが、主要需要国（日・米・英）の購入量はほぼ一定し、国際価格も変動が少なく、また世界の生産量の 15 % に過ぎないため、その影響力も少なく、錫

による収入が急増することは期待できない。

近年、国内生産の中で特異な位置を占めてきたのは石油である。1967年をピークとして、生産は漸減したが、復調しつつある石油開発（特に製品輸出と天然ガス開発）が今後の発展に、重要な決め手の一つとなりつつある。

ボリビア国は、南米大陸の中央に位置し、総面積約110万平キロメートル（日本のおよそ3倍）の1/3はアンデス高原地帯で2/3は東部熱帯平原地帯である。総人口465万人の約2/3は、高原地帯に集中し、1/3が平原地帯に過疎居住している。首都ラパス市は3670メートルの高地にあって、40万人の人口を有するボリビア国最大の都市であり、政治・経済・文化の中心地で、パン・アメリカン・ハイウェイも通る空陸交通の要所でもある。ボリビア国の住民は、高原地帯のケチュア、アイマラ族と平原地帯のグワラニ族等原住インディオの55%とスペイン系白人の13%およびこれらの混血民32%によって構成されているが、スペイン系白人と混血民の一部を除いては、殆んどが文盲で、ボリビア国全体の文盲率は、70%である。

(1) 開発計画

ボリビア国政府は、その経済、社会開発計画の中で、最も急を要する事業の一つとして、特に熱帯平原地帯の開発を挙げ、このために、1966年、移殖民法を公布し、内国植民を推進してきた。

1963年7月から30ヶ月の内に、8000戸を東部平原地帯に移住させる目的でBID（汎アメリカ開発銀行）より910万ドルの借款を受け、（計画総額2200～2300万ドル）現在までに、アルトベニー、チモレー、ヤバカニの3地区が内国植民地として完成したが、（1964年～1970年）ボリビア国政府の努力にもかかわらず、熱帯の病気と不十分な運転資金および流通機構の不備等の理由によって、30%以上が高原地帯に戻ったといわれている。しかしながら、ボリビア国発展のためには、東部平原地帯の開発が不可欠であるとの政策のもとに、引続きサンフリアンヤベルメツホ地区に新しい植民計画が進行中で、さらに、新計画も研究されている。

上述の内国植民による地域開発計画とともに、ボリビア国政府は、①輸入食糧

を代替する生産体制の強化，②農産物輸出の拡大，③アンデス高原の農業経済化の三点を指向する農業開発計画を出している。

①については，小麦および植物油の自給に留意し，小麦は，1975年までに国内需要の1/2をまかなうことを目指しており，コチャバンバ，チュキサカ，ポトシ，タリハ，サンタクルスの各地区小麦試験地で，研究が行なわれている。また，大豆等植物油の原料自給も計画されているが，実現の見込は薄く，栽培および搾油工場の建設につき邦人農家の努力が期待されている。

②については，まず食肉が有望視され，改良計画のため I D A（国際開発協会）は，650万ドルの融資を行なった。最近目立つのは棉花であるが，1970年の生産に対し，1971年は，1.6万haに倍増し，1972年は，さらに輸出目標の14.7万俵に倍増しよう。1971年には，輸送上の混乱があったが，ボリビア国政府は，1972年には改良されるといっている。コーヒーは，数少い輸出作物の中でも存在が目立っており，着実に増産されている。（1970年輸出額360万ドル）棉花や食肉は，熱帯平原地帯の人口稀薄な地域における生産物で企業的な農業経営が適当と考えられるが，加工施設が不十分なため，いまだ本格化されていない。

③については，生産性を向上するための灌漑計画などがたてられている。

(ウ) 現地住民と外国人移住者

邦人の入植地域は，ボリビア国政府の開発地域にあるので，同国国営入植地（ヤバカ＝入植地）等との交流も行なわれている。

特に，外国人移住者の主なものは，次のとおりである。

入植地名	国籍	入植年度	在住戸数
メノニタ	ドイツ系	1958年	45戸
サン・イグナシオ	韓国系	1965年	20戸
リバ・バラシオ (メノニタ系)	カナダ系	1967年	552戸

このほか、北部熱帯平原地域には、周辺諸国よりの天然資源採取に従事する季節労働者がある。国家入国移民計画委員会では、「外国人移住者の定着とその活動は、ポリビア国の開発を促進する経験・技術・組織力を輸入することと同じであり、同時に重要な相乗効果をもたらすとして、国家政策の計画において優先位置を与えるべきである。」としている。しかし、外国人の移住は、ほとんど中断、停滞の状態にある。ただ、政治・宗教的な意味をもつ「メノニタ」の移住は、随時呼寄せ移住が継続されている。ポリビア国政府は、最近のブラジルの著しい発展が外国からの移住者の貢献によるものとみて、特に日本人の導入について強い希望を抱いている。

イ 日系社会と戦後移住者

(ア) 日系社会

戦前移住者のほとんどは、ペルー国経由の者で、ゴム景気を背景にしてまず、1910年代に、北部熱帯平原に小売商または農業者として入国したが、10余年で、ゴム景気の後退とともに凋落、離散した。1920年代に入ると、首都ラバス市には、商業従事者が増加し、第二次世界大戦直前には、その最盛期を迎えたが、開戦とともに、交戦国民として資産凍結令に遭ったり、また、一部の有力者は、米国に抑留されたりして、影をひそめた。終戦により、1950年代には復活し、今日では数十の経営店を数えるほどになったが、それらの中には、1・2の有力企業もある。リベラルタ、コチャバンバ、サンタクルスの各地方都市在住者は、約数十戸である。日系二世の中には、知名人が現われ始めている。

(イ) 戦後移住者

戦後の日本人移住者は、1954年にオキナワ移住地を、1955年にサンファン移住地を開設し、東部平原地域（サンタクルス県）への入植を始めた。これらの総入植戸数は、約850戸であるが、入植初期の段階には、立地条件の不良等々の理由もあったので、多くの脱耕者があった。しかし、現在は分家等も含めて、約650戸が定着している。これらの邦人農家は、第一に米作りに着手したが、ポリビア国をして米の輸入国から輸出に

転ずる契機を作った。次いで、養鶏、蔬菜栽培に経営を広げ、その配給をルートにのせるとともに、棉花および大豆作に新機軸を拓きつつある。このような実状からボリビア国政府は、邦人農家による開発の実態とその成果に注目するようになった。

日系の有力企業としては、日東鉱山（月産純銅換算300屯、資本金6・7億円）をあげることができる。

(2) 受入政策とわが方の方針

ア 受入政策

移植民法では、外国移住者による植民の場合も、内国植民におけるそれと同様の基本方針の下に推進されることになっている。そして、同法第9条には、ボリビア国政府の援護を含む諸施策が規定されているが、邦人移住地の場合は、ボリビア国政府の財政状態から、これに期待することは、困難である。

外国人の移住のうち特に、日本国とは、日・ボ移住協定、メノニタとは、ボ国・メノニタ移住協定に基づき、進められている。

イ わが方の方針

(ア) 新規移住者の送付

サンファン、オキナワの両移住地とも、既入植者の援護強化が先決の状況にあるため、目下両移住地に計画的な大量の新移住者を受入れる予定はないが、優良農家の育成に努め、それを呼寄せ基盤として雇用青年の導入を図る必要がある。また、ボリビア国政府の開発計画の下に、企業的な農業経営者移住という形で参加することは、検討の価値がある。

(イ) 既移住者の援護

サンファン、オキナワ両移住地ともに、ようやく営農の方向を見出し、発展しようとしているが、いまだ相当数の経営不振農家があるので、これらのものと合わせ、両移住地の生産基盤および社会基盤の基本的なものの整備に

については、日本国の援護を主体とし、ボリビア国政府の協力を求めて、移住者の定着を図る必要がある。

ここでは、5年後に基盤の一応の整備を、10年後に所得倍増を目標とし、長期的な完成時には、300haの土地に200haの牧場(飼育牛200頭)を造成し、70haの機械作耕地を持って、年間農業所得300万円をあげ150万円の生活費による生活水準を維持しながら、ボリビア国政府の地域開発計画に協力し、その期待に応えようというものである。

(3) 今後の目標と施策

ア 10年後の目標

(ア) サンタクルス県の立地条件を活かす農業経営の基幹作物としては、牧畜(肉牛)、機械化営農(大豆、棉)および国内需要に応じた集約農業(養鶏、蔬菜、果樹など)の三本建が妥当であろう。現在の条件下では、土地面積の拡大、資金繰り、輸出行政の不備、流通上の問題等があつて、早急な経営拡大を図ることは困難で、その目標達成までには、相当の期間を要する。

ここでは、第一次段階としての目標を10年次とし、次のように設定する。それは、おおよそ所得倍増を目途とするものである。この場合、家計費については、生産基盤の整備を優先するので、10年次までは抑制せざるを得ない。このために、特に教育、医療面に欠陥が生じないように、援護体制を整備することが大切である。

10年次の到達目標

移住地名	所有面積	機械畑面積	牧場面積 (飼育頭数)	農業所得	家計費
オキナワ	150ha	50ha	80ha (80頭)	270万円	65万円
サンフアン	140ha	70ha	30ha (30頭)	250万円	65万円

移住地名	資 産	負 債	固定資産の主なもの
オキナワ	1900万円	240万円	家屋(1) 倉庫(1) トラクター(1)
サンファン	1800万円	0	家屋(1) 倉庫(1) トラクター(1)

(4) 営農機械化にあたって、まず生産基盤が整備されねばならないが、それには、①耕地の造成、②所要機械（トラクター、コンバイン）の配置、③収納施設（サイロ、乾燥施設、倉庫）などが、不可欠である。

また、営農の方向が確定しても、品種の選定、病害対策、肥培管理および機械操作などについては、今後の研究にまつべきものが多く、営農指導体制の強化が並行して実施されなければならない。そのためには、畜産振興、機械化営農を対象とした総合試験農場（機械修理センター併設）の設置が必要で、既設の両試験場をこれに統合するのが良い。

一方、10年次の生産規模は、およそ機械耕地面積3万ha、飼育牛3万頭、棉花5万俵、大豆2万トン、トラクター500台、コンバイン50台が予定される。この頃には、相当の生産量となるため、流通上の対策が特に留意されねばならないが、これに並行して生産物加工施設の設置を計画する必要がある。この内、畜産加工、搾油施設は国内需要にも適合するし、大豆粕および棉実粕は家畜の飼育効果をあげるだろう。

以上のうち、流通上の対策については、ポリビア国の開発政策と合致するよう計画を進めることが望ましい。そのためには、国際的な関係投資機関と連絡を図る必要がある。

イ 5年後の目標と重点施策

(ア) 5年後の目標

移住者の5年後の目標は、機械化経営の基礎を確立することに置き、土地所有面積140～150haの中、機械畑地は、30～35haに、農業所得は180～200万円に、家計費は50万円を維持する水準に高める。

5年次の到達目標

移住地名	所要面積	機械畑面積	牧場面積 (飼育頭数)	農業所得	家計費
オキナワ	150 ha	30 ha	50 ha (50頭)	200万円	50万円
サンファン	140 ha	35 ha	16 ha (10頭)	180万円	50万円

(イ) 重点施策

サンファンおよびオキナワ移住地は、ボリビア国内にあっても開発の遅れた奥地移住地であるので、営農指導、融資、育英資金の助成など個人に対する直接的支援の強化も必要であるが、社会形成のための総合的な生産および社会環境整備を重点的に推進する。

a 企業の農業経営に必要な諸施設援助

サンファン移住地では、5年次の作付面積は約94 haとなり、主として米および大豆を栽培するとし、大豆の生産だけでも約1万トンと予想され、乾燥機付設の2千トン・サイロが必要となる。また、基幹作目の一つである養鶏の合理化を図るため、種鶏場、孵卵施設、飼料配合工場の設置が必要である。

オキナワ移住地では、原棉の2/3のウエイトを占める棉実の搾油が必要であるので、サンファンの大豆とあわせて、搾油工場を設置する。棉実油、大豆油は優良食用油であり、その粕は家畜の飼料となるので、早い時期に実現を図る。また、現有程度(処理能力約64 ha)の繰棉工場が、さらに1基必要である。

さらに、両移住地の牧畜の進展により、食肉、牛乳の販売を有利にするための加工施設も必要となる。

b 資金援助

上記の計画を進めるにあたっては、1戸平均1万ドル、両移住地で約500万ドルの資金が必要である。特にオキナワ移住地では、初期に250万ドルが必要である。

以上の生産基盤整備とともに、次の公共施設など社会基盤の整備を図る必要がある。

c 交通・通信手段の確保

両移住地の円滑な経済・社会活動を促進するためには、移住地と周辺都市を結ぶ域内・外道路が、降雨時においても通行可能な状態が確保されることが前提となる。

(a) サンファン移住地については、12軒センターから36軒までの南北幹線道路

(b) オキナワ(第1,第2,第3)移住地については、各移住地を結ぶ縦貫幹線道路および第3移住地からコトカ街道に通ずる約36軒の砂利またはアスファルト舗装を図る。

通信については、域外から両移住地のセンターおよび両移住地間の電信・電話の設置を図る。

d 学校・社会教育の充実

(a) 両移住地のセンターに幼稚園、青年学級、日語教室を設置する。

(b) 既設の小・中学校について、施設の増設・改造、設備・教材の充実、スクール・バスの配置によって内容の充実を図る。

(c) サンタクルス市に寄宿舎の設置を図る。

(d) 移住者子弟に対する奨学資金の拡充を図る。

e 医療衛生対策の強化

(a) 両移住地の診療所の一般診療設備・器具の充実を図るほか、歯科設備を付設する。

(b) 有資格看護婦およびその他医療衛生要員の養成を図る。

(c) 移住者を対象とし、国民健康保険的な医療共済制度の確立を図る。

f 生活環境の改善と文化活動の充実(両移住地)

(a) 電化

(b) 飲料水の確保

(c) 公民館の整備

(d) 新聞発行、ラジオ放送、その他文化活動は、青年会等をして可能なものから逐次実施せしめる。

g 自治活動の育成・強化

自治活動に必要な専門職員の育成を図る。また、運営資金の徴収を含め自治団体の運営につき管理体制の確立を図らしめる。⁵⁾

なお、オキナワ移住地は、降雨量少なく、常時かんばつに悩まされておりそれが営農発展上の根本的な問題となっている。したがって、同移住地の営農問題につき抜本的解決を図るとともに、周辺地域の開発に寄与しうる「リオ・グランデ河灌漑工事計画」についての調査を関係機関の協力の下に国際協力の一環として検討する。

5. ドミニカ

(1) 現状と問題点

ア 一般概況

(ア) 政治・経済・社会一般

ドミニカ国は約30年も続いたトルヒリヨ政権崩壊後（昭和37年）政変が相次いで起り、このため経済・社会面は常に不安な状態であったが、昭和41年バラゲール氏が大統領に当選して以来、現在までドミニカの発展に努力し、特に①反対党との部分的連立政権による政情の安定 ②外国より資本技術等の積極導入、工業の育成・振興による経済の安定 ③農地改革による貧農対策と地域開発の促進 ④学校・病院・住宅等公共部門に対する投資による社会の発展・安定 ⑤税の増徴による健全財政の維持等を旗印として、多くの問題を抱えながらも国家の再建をすすめている。これを反映して最近では外国から資本技術の導入も活発化している。経済面については、今後とも国内開発の進展につれて開発資材等の輸入増加が見込まれ、貿易収支の均衡対策が大きな課題である。社会的な問題としては、貧富の差がはげしく、その是正は深刻な問題である。ドミニカは一般的に言って農民が全体の70%近くを占める農業国であり、その経済は砂糖中心のモノカルチュア経済といえるが、またコーヒー、カカオ、米、豆類などの増産もすすみつつある。しかし、ドミニカ国は九州と四国の一県をあわせただ位の国土しかなく加えて山脈が多いため農耕適地が少ない。比較的農耕利用度が高いと考えられる土地は大部分少数の地主によってサトウキビのプランテーションや牧場等の形で所有されており、これら肥沃地は高価である。さらにドミニカ国政府自体が開発能力・資金に欠け、加えてその政策も土地未所有者あるいは貧農の自立策に主力が置かれ、中農層には及んでいない。またドミニカ国民約4百万人のうち僅か30%前後の人口が有効需要対象であり、国内市場は一般的に狭少である。

工業については砂糖、ビール、セメント等の軽工業が中心でその生産は順調にのびているほか、外資・技術導入が活発になっており、鉱工業、精油、

乳製品製造等の新規事業も開発されつつある。しかし、この分野においては大部分が大資本家あるいは外国系資本が市場を独占しており、物価高なドミニカ国ではこれらの分野で進出するためには相当な資本装備が必要である。

1971年には経済成長率が年6%を示しており(47年8月1日付外務省発表の中南米24ヶ国最新経済指標)、これはラテン・アメリカ24ヶ国中9位である。

ドミニカでは人種的偏見も少なく、法律上は、各人種に平等の地位が認められており、また宗教、信仰の自由も認められている。

教育については、従来から政府は文盲撲滅運動に力を入れており、7～14才までは義務教育制度で授業料は国庫全額負担となっている。

(イ) 開発計画

現政府は、農地改革および地域開発を重要政策として取りあげており、トルヒリヨ政権時代に制定した植民法を廃止、これに代るプロジェクト法を制定し、政府の専門機関として農地局を設置して、全国139カ所の入植地を建設している。このプロジェクトは、国有地、旧トルヒリヨ一家の所有地(ドミニカ全耕地の10%を占めていた)ならびに買収した大地主の土地をロッテに区分し有償長期分譲を行なうもので、入植対象者は主として土地のない農民である。これによって辺境地区等を含む地域開発と農地解放をねらったものである。1ロッテの面積は地区および作目により相違するが、大体60～70タレア(1ha=16タレア)の小面積で現在のところ譲渡価格はまだ確定されていない。なお、一部には中農育成を目的とした入植地もある。

これと関連して各関係省庁が構成メンバーとなっている国境委員会が国境地帯の辺境地区開発の推進役となっている。また、工業振興計画に基き、工業団地をサント・ドミンゴ市周辺に設置、推進している。

このほか乾燥地帯の水資源確保を主目的としたダム(バルデシア、タベラ、ダハボン)の建設、水路の設置等の計画があり、既に一部では工事に着手している。

(ウ) 現地住民と外国人移住者

ドミニカ国の総人口は401万人(1970年センサス)と推定され、人種別構

成は混血60%、黒人11%、白人28%、その他黄色人種等若干であるが、他のラテン・アメリカ諸国に比し黒人の比率が多く、人口の増加率は3%強である。

また、人口の農村と都市への分布は前者60%、後者40%となっているが、最近では都市集中の傾向が強く、特にサント・ドミンゴ市を中心とする首都圏ではその傾向が著しい。この理由は、貧富の差が激しいためドミニカ国政府が貧民救済、社会保障、住宅建設等の努力を行なっているにもかかわらず、農村部に多い貧民階級が職を求めて都市に集まってくるためとみられている。

ドミニカ国への外国人の導入は、1937年にスペイン人が移住したことに始まる。1938年ユダヤ難民が収容され、1955年には756名のスペイン人が移住し、さらに1956年(昭和31年)より1959年(同34年)まで13回にわたり250家族1,325名の日本人が移住している。また、動乱によるハンガリー難民が受け入れられている。

その後は、外国人導入に積極的であったトルヒリヨ政権の崩壊により、計画的な外国人の導入はなく、呼寄せ形式による少数の外国人移住が行われたにすぎないが、特にスペイン人、アラブ人、イタリア人、キューバ人等は移住の歴史は古く、今ではこの国に根をおろして、その地盤は強固なものとなっている。

イ 日系社会と戦後移住者

昭和31年より同34年までにドミニカに移住した1,325名の日本人は、昭和36年頃より内外の諸情勢の悪化や政情不安等により133家族672名が帰国、70家族377名が南米へ転住し、残留したのは276名であった。

ドミニカには戦前移住した日本人はいないので、この残留移住者と分家独立と合せ150家族600名(47年9月末現在)がこの国の日系社会を形成している。

その内訳は、農業(含兼業)87戸(水稲作28、蔬菜作55、永年作3、花卉1)商工業者23、サラリーマン23、柔道家その他職業17となっている。在住地別では国営コロニア37、散在113で、移住当時全員農業者とし

て国営コロニアに入植したものが転出あるいは転職した結果がこの様な状態となっているものである。

因みに、これら残留移住者のドミニカ国定着化の動向は、なお流動的である。他の移住先国におけると同様、ドミニカにおいても日本人移住者が勤勉であり、また反社会的行為を犯さないことや、農業の発展に大きく寄与しているとして評価されているが、日本人移住者の社会的地盤は、移住歴史が浅く、かつ少数民族であること、計画的後続移住者の導入が得られないことなどにより、現在のところ極めて弱体である。

国営入植地居住者および散在農業移住者の場合、所有土地面積はいまだ狭小であり、借地に依存している者もあるため、永年作物や牧畜の導入が困難で、短期作の繰り返しによる経営であり、投機的な営農を行なっているものもあり概して、経営は安定の域に達していない。

商工業従事者の場合、その大半はドミニカ国人の中流階層以下の住宅地に場所を構えコルマード(日用食料雑貨店)を営んでいるが、競争が激しく利幅も薄く経済基盤は極めて弱い。工業方面では小規模ながら漸次発展しつつあるが、資本がないため十分なる安定は目下のところ、望めない状態である。

(2) 受入政策とわが方の方針

ア 受入政策

トルヒリヨ政権崩壊後の歴代政権は、主に国内問題の解決を急務としており外国人の受入を政策として打ち出す余裕がない状況にあり、現政権も外国人移住者を計画的または集団的に受入れるという考えは持っていない。日本人移住者の場合は、トルヒリヨ政権時代の積極的外国人受入政策に基づいて導入されたものであるが、移住後に帰国、転住問題の発生があったため当時ドミニカ政府当局の一部には、日本人の受入は失敗であったという声もあったが、残留した日本人のその後の活動によってドミニカ政府も認識を改めており、現在では日本人移住者を高く評価している。

イ わが方の方針

(ア) 新規移住者の送付

帰国・転住問題の発生，前述受入政策および既移住者の定着安定が容易でないこと等からみて，わが方が今後計画的に移住者を送付することは好ましく，ない。しかし呼寄せ移住ないしは，ドミニカ側の要望する業種の技術・資本装備を有する企業者移住は可能であると考えられる。

(イ) 既移住者の援護

前述の如くドミニカ国自体および移住者自体が抱えている問題が多々あるとしてもこれら残留移住者の定着への意志は強く大部分は定住の意志があるものと認められる。また，ドミニカの移住地における社会基盤の整備は十分とはいえないが，他の国に比較すれば一応整っているといえよう。よって当方の方針としてはこれら移住者の定着安定の阻害要因を排除し，発展の方向を示し移住者自身の努力・工夫により発展が期待出来るまで諸種の援護を行なうこと等が必要である。またドミニカ国社会において少数民族として今後発展していくためには移住者個々の援護育成のほか組織体（ドミニカ日本人会連合会等）の強化を図ることも必要である。

(3) 今後の目標と施策

ア 10年後の目標

各種職業に従事している移住者のうち，農業者の場合，①水稲作，②蔬菜作（プラタノ園併営），商工業の場合コルマード（日用食料・雑貨店）経営の3つのパターンについて，10年後の目標を次のとおりとする。

(ア) 農業移住者

ドミニカにおいても，安定作目は牧畜と永年作である。しかし，これらは相当の資本投下（土地・資金）を必要とし，かつ，安定した収入を得るまでには相当の年月を要するので，当分の間は，限定された土地において，資金的に比較的容易な水稲作，蔬菜作，養鶏等により経営の安定・発展を図る。

さらに，移住者の希望，適性，資金力に応じて牧畜や永年作への転換によ

る経営の拡大，発展が期待されるが，ここでは，水稲作および蔬菜作の場合について述べる。

a 水稲作の場合

ドミニカにおける最も重要な作物の1つであり，ドミニカ政府としても公定価格を設定し，政府買上げ等の措置を行なっており，適正規模の土地を所有して，生産基盤の整備，栽培技術の改良，機械化による経営合理化等を図り，営農改善を行なえば，初期における経営の安定は十分期待しうる。

10年後の目標は，おおよそ次のとおり。

土地面積	300タレア(18ha)
(初年度)	200タレア)
農業粗収入(年間)	20,000ペソ (5,340千円)
農業所得	12,000ペソ (3,204千円)
家計費	3,650ペソ (974千円)

[生活費，年額641千円。そのほか，子弟教育費(大学生1名，首都にて下宿，高校生1名地元の学校に通学)333千円]

住 宅 地方都市にて180㎡程度の自宅を持つ

そのほか，小型トラック，オートバイ，ハンド・トラクター，揚水ポンプなどを持つ。

b 蔬菜作の場合

ドミニカにおける蔬菜作は，一般的に投機的要素の強い不安定な作目であるといえる。しかし，蔬菜栽培農家数は相対的に少数であるので，コンスタンサなどの高冷地やサント・ドミンゴなどの都市近郊の立地条件の良い土地で，作物・品種の選択，栽培技術の改良，経営の合理化を図り，かつ，国内市場およびプエルトリコやジャマイカ等近接地域への輸出市場への需要度に対応した計画的生産をはかるなどの経営の改善に努め，さらに，蔬菜作に伴う危険性の除去のため，プラタノ(食料バナナ)園の併営を行なえば安定・発展が期待される。

(プラタノは，ドミニカ人の主食ともいべきもので，国内需要もあり

品質が良ければ近隣国に輸出しうる安定した作物である。)

ここでは、蔬菜(タマネギ)とプラタノ栽培の場合を例としてあげる。

土地面積	300タレア(18ha)
(初年度)	180タレア)
作付面積	タマネギ 100タレア
	プラタノ 200タレア
農業粗収入	33,000ペソ(8,811千円)
農業所得	16,000ペソ(4,272千円)

家計費、住宅その他資産については水稲作の場合とほぼ同じ。

(イ) 商工業移住者

現在、商工業に従事している者は当初農業者として国営入植地に移住したもので、その大部分が転職の際の手持資金の関係等で、小規模経営の域を出ないが、コルマード(日用食料・雑貨店)、車輛、農機具修理の町工場等を経営している。これらは資金的余裕がないためもあり、経営拡大が困難な現状である。

設備資金の調達が可能であれば、特別に問題がない限り経営拡大による生活の安定・発展がかなり期待出来るものと思われる。

資金調達の可能を前提とした今後10年間の一つの発展パターンを掲げれば次の如くである。

(コルマード経営、スタートして2~3年の場合、店舗は借家)

売上高	72,000ペソ(19,224千円)
所得	6,000ペソ(1,602千円)
家計費	2,500ペソ(667千円)
店舗兼住宅	コンクリート・ブロック2階建
	約20,000ペソ(5,340千円)
	小型トラック, オートバイ各1台

イ 5年後の目標と重点施策

(ア) 5年後の目標

a 農業移住者

(a) 水稲作の場合

区 分		金 額
農 業 収 入 (年間)		15,840 ペソ (4,229 千円)
農 業 支 出		8,280 ペソ (2,210 千円)
農 業 所 得		7,560 ペソ (2,018 千円)
家 計 費		2,160 ペソ (576 千円)
経 済 余 剰		5,400 ペソ (1,441 千円)
生 産 規 模	土 地 面 積	200 タレア (6年目 100 タレア増)
	作 付 率	90 %
	延 作 付 面 積	360 タレア
資 産	耕 う ん 機	3 台
	揚 水 ポ ン プ	2 台
	車 輛 等 オートバイ	1 台
	小 農 具	若干
	土 地	200 タレア

(b) 蔬菜作の場合 (プラタノ園併営)

区 分	金 額
農 業 収 入	20,305 ペソ (5,421 千円)
農 業 支 出	11,250 ペソ (3,003 千円)
農 業 所 得	9,055 ペソ (2,417 千円)
家 計 費	2,400 ペソ (640 千円)
経 済 余 剰	6,655 ペソ (1,776 千円)

区 分		金 額
生 産 規 模	土 地 面 積	80 タレア
	玉 葱	100 タレア
	プラタノ	180 タレア
	計	(6年目 120 タレア増)
	作 付 率	95 %
延 作 付 面 積	170 タレア	
資 産	耕 り ん 機	1 台
	揚 水 ポ ン プ	1 台
	車 輛 等	
	オートバイ	1 台
	小型トラック	1 台
	小 農 具	若干
土 地	180 タレア	

b 商工業者

区 分		金 額
	売 上 高	64,800 ペン (17,301千円)
	仕 入 高	58,960 ペン (15,742千円)
	営 業 費	1,400 ペン (373千円)
	所 得	4,440 ペン (1,185千円)
	家 計 費	2,450 ペン (654千円)
	余 剰	1,990 ペン (531千円)
	売上上昇率(初年度100として)	120 %
資 産	車 輛 小型トラック	1 台
	オートバイ	1 台
	在 庫 品 (半ヶ月分)	2,700 ペン (720千円)

(イ) 重点施策

ドミニカ国の集団移住地は、すべてドミニカ政府管理のもので、政府プロジェクトにより運営されているが、既移住者の今後の定着・発展のためのドミニカ側の施策に、実際面において財政的にも技術的にも、大きな期待を持つことはできない。

今後は、ドミニカ国政府当局とも連絡を保ち、移住地内・外における土地の取得や新作物・品種の種苗の導入等の措置が必要である。また、ドミニカ移住者の場合、他国・他地域の邦人移住者との接触がほとんど皆無であり、計画的後続移住者がいないこと等のこともあり、今後の発展を期するためには、特に移住者自身の努力と工夫が必要であろう。

具体的な施策を列挙すれば、次のとおり。

a 農業移住者

(a) 自主独立心の喚起

(b) 営農基盤の確立・整備

(i) 土地所有の推進（土地代融資）

(ii) 土地改良（客土等の措置）

(iii) 灌水施設の設置

(iv) 農業機械の導入

(c) 営農技術の向上，経営合理化の推進

(i) 支部営農指導の強化

個別営農診断の実施，営農安定プランの策定，経営指導の強化，技術研修会の開催

(ii) 日本，アメリカ，ブラジル等先進国地域での研修

(iii) 試験展示圃の設置

(d) 内外市場の調査・開拓

(i) 内外市場調査の実施，情報提供

(ii) 出荷・販売体制の確立

貯蔵倉庫の整備

出荷・販売体制（輸出向け生産を含む）確立のための指導

海外市場ルートの確立（特に，日本，米国への販路確立，輸出あっ
せん）

b 商工業移住者

経営拡大等のための資金援助（特別融資の実施）

c 共同組織（日本人会連合会）の育成

(a) 会運営指導

(b) 日本人会館の建設，運営管理（資金助成）

d 移住者子弟対策

(a) 独立体制の確立（指導，資金援助）

(b) 研修の強化（農工業技術研修）

(c) 就職の指導，あっせん

(d) 日本語教育の推進

(e) 寄宿舍の設置

6. 北米およびその他

(1) カナダ

ア 現状と問題点

(ア) カナダの日系人

カナダは1867年、自治領発足以来100年あまりであるが、広大な国土と豊かな資源に恵まれて、近々50年の間に飛躍的な成長を遂げ（1人当たり国民所得世界第2位）隣接するアメリカとの共通点も多い先進国の一つである。

現在、総人口は約2,200万人、建国以来移住立国を国是として移住者の受入れが継承され、第二次大戦以降（1946年～1971年）に限ってみても、その受入数は354万人の多きに達している。

人種的には、イギリス系（43%）とフランス系（30%）が圧倒的に多いが、その他のヨーロッパ民族、アジア・アフリカ民族等（ethnic group）が混在調和して、極めて多彩である。

およそ3万人を数えるカナダの日系人は、第二次大戦を契機に、バンクーバーを中心とする農漁業の小コミュニティを脱し、現在その約半数はトロント市とその周辺に居住しており、その他の日系人も大多数は都市地域にあって、それぞれ生活基盤は安定している。

農業に従事する日系人は、アルバータ州南部あるいはB・C州において顕著な成果をあげているが、その数は日系人全体の中で極めて僅少である。

戦前移住者の中には、いまなお社会の第一線で活躍する者も少なくないが大方の一世は発達したカナダの社会保障制度の恩恵をうけて、十分な余暇と快適な生活環境を享受しているといえよう。

第二次大戦中、いわゆる収容所時代を経験し、戦後においては日系人の地位向上に貢献してきた二世が、現在社会的に最も活躍している世代であり、日系社会の中枢を形成している。三世は全くカナダ人的であり日本語を解する者は皆無に等しい。

戦後の日本人移住者は、カナダ社会における日系人の良好な評価を背景にカナダ政府の人種差別なき移住者受入政策への転換を機として1965年以降増大し、各種の工業技術者、技能者をはじめ、女性を含めて広範多岐な職種分野にわたり、すでに移住したものの数は、およそ3,000名に及んでいる。

これらの新移住者は、カナダ社会に融合するうえで予想以上の言語障害に直面しながらも、その就業と生活に逐年順応し、所得水準も月収600C\$以上のものが半数を超えるにいたった。(カナダ人一世帯当りの平均月収は840C\$)

農業分野での新移住者は極めて少ないが、アルバータ州南部地域の日系農場で就労する“カナダ農業移住訓練生”として、1969年以降すでに175名が年次別に送出され、2カ年間の就労ののち同地区その他の地域に止っているものは全体の75%となっている。

一般的に、都市における日系人はカナダ人社会の中に拡散して社会生活を営んでいるが「日系カナダ市民協会」「日系カナダ人文化センター」等の各種団体およびグループが多く、これらが文化・教養活動・娯楽・社交の場となっている。

(イ) カナダの受入政策

カナダは何れの国とも政府間移住協定を取決めることなく、カナダ人的資源移民省の組織と活動により、出身国の如何を問わず移住者を受入れ、平等の保護を保障している。

いわゆるアンsponsor方式をとるこの人的資源移民省は、移住者の導入をはじめ、その定着援護、職業訓練ならびに労働需給調整を所管するものであるが、その組織と活動は世界に類をみないユニークな移住者受入システムである。

すなわち、移住者の選考および永住権付与の実務は、海外移民官事務所(日本においてはカナダ大使館査証部)に一元化され、入国移住者に対しては、本人の具有する能力本位に就職をあっせんし、また、能力再開発のための各種職業訓練あるいは語学訓練の実施等がそれである。

また、海外移民官事務所における業務は、その国の国益と摩擦を生ずることのないよう留意するとともに、本国の経済的変動を反映して移住者導入量を調整しながらも、一定の姿勢を崩さず、継続的にすすめられているのが現状である。

カナダ政府当局は「歴史的に継続された移住者の導入が、国内開発と経済の成長促進に多大の貢献をなした」ことを公けに評価しているが、カナダ社会の発展にはなお新しい血、情熱、技能をもたらす移住者の吸収が必要、かつ、可能であるとの認識に立ち、移住者の積極的誘致と定着を図るこの政策基調は今後も堅持されるものと思われる。

一方、社会的には人種差別なき移住者の導入により、カナダの人口構成はますます国際的に多様化し、多くの異民族による文化、伝統がカナダ社会に持ちこまれているが、政府はこれら異民族、異文化の特色を保持しながらこれを統合（integration）調和せしめて、全カナダの社会、文化を創造する所謂「カナディアン・モザイク」（the harmony of the variety ethnic peoples）の政策を踏襲している。

もともとこの思想は、自治領発足後に行なわれた初の国勢調査（1871年）で確認されて以来不変のものであるが、複合民族国家の秩序ある運営の中で、少数民族派（ethnic group）が、カナダの文化、工業、農業、風習、スポーツ等の分野にわたって寄与してきたところは多大である。

(ウ) カナダ移住業務上の問題点

すでに述べたカナダ政府の移住者受入政策転換は1962年カナダ移民法施行規則の改正をもって具体化し、1966年には東京にカナダ大使館査証部を開設、有能な日本人移住者の導入業務が開始された。

しかしながら、わが国全域にわたる啓発ならびに相談業務は、その機構上不可能のため当事業団の協力を強く希望した。

これに対して当事業団では、本部に北米係を新設して啓発、相談、手続指導、訓練講習等の業務を開始するとともに、現地においては「日本人移住者の定着安定を円滑ならしめてカナダ政府移民当局のあっせん、指導を補完する」こととして、トロント駐在員事務所を設置し（1967年）また移住協

力員を各地に配して(1968年)逐次これに対処するところとなった。

カナダ移住業務の日本側における取扱いは、このような過程の中で既に数年を経過してきたが、現在、当事業団の業務上のステータスが基本的にいま一步明確を欠き、隔靴搔痒の感なきにしもあらずというのが実情である。

すなわち、具体的な国内業務において例えば移住申請の窓口が、当事業団およびカナダ大使館の二本立制となっているものの、その選考結果は「業務一貫」と「個人の秘密」の見地から当事業団には通知されない。

また、移住相談のポイントである現地の職種別需要の動向は公開されないもので、適切な相談は実施し難く、さらにトロント駐在員の業務範囲も①カナダ移民当局その他関係機関との接触 ②移住情報の収集および研究 ③日本人移住者の生活状況の研究に制限されて、必ずしも本来の目的を達していない等の問題点があり、いわゆる当事業団の実績も南米移住に比して、いまなお曖昧である。

一方、現地においては、世界各国から入国する年間10数万人のカナダ移住者のうち、いわゆる少数民族派はその適応の過程において夫々困難に直面するのが通常であるが、殊に日本からの新移住者は、技能に優れながらも語学のハンディが最大要因となって、移住初期から定着までの間予想以上の苦澁を味うといっても過言でない。

就職のあっせんは人的資源移民省の所管となっていることはすでに述べたとおりであるが、新移住者と使用者との面接時においては「カナダにおける実務経験」を問われ、結合は必ずしも容易でない。

結局、就職決定までの所要期間は千差万別とはなるが、数カ月間臨時に働きながら粘り強く適職結合に努めるか、専門職種以外への就職に変更するかの二者択一を迫られるケースも少なくないのが実情である。

これを要するに、新移住者の入国時から就職決定までの期間および就業と生活に適応し始めるまでの、いわば“new comers 時代”における関係機関の援護が手薄となっており、新移住者の緊張と不安による精神的負担もまた大である。

イ わが方の方針と施策

(ア) 基本方針

カナダ移住取扱いの概要と現状は以上のとおりであるが、これは、送出国側が自国民の移住を国の内外一貫して掌握、援護する政府間移住協定によるそれとは大きく異なるものである。

しかしながら、カナダの移住方式であっても国民に対するサービスとその利益を守るべき責務は当然日本側に残されていなければならない。

すなわち、カナダに移住することによって得られる経済的、社会的利益が日本国民にとって相応しいものであるかどうかを確認されなければならないし、また移住が国際関係にかかわるものである以上、より優れた移住者を送出することも必要不可欠となる。

これらの点を併せ考えると、政府間移住協定によらない方式であっても、
①諸種の情報収集と資料の整備 ②それに基づく正確な啓発と相談の実施
③訓練講習による移住者のレベルアップ ④移住初期における定着、適応のための補完的援助 ⑤日本人移住者の実態把握等の諸業務は送出国側の固有業務と考えられる。

近時、国内におけるカナダ移住の関心は年々増大して、当事業団相談件数中、南米のそれを上回るにいたり、この傾向は今後も続くものと予測されるが、わが国の海外移住業務を一元的に取扱う当事業団がこれを除外しては考えられないことは論を俟たない。

(イ) 施 策

a 業務上のステータス確立

カナダ移住業務に関し、当事業団とカナダ大使館査証部との相互協力の実を挙げるため、国内における業務取扱システムを明確化する必要がある。

b 情報、資料の整備

カナダ移住に関する啓発、相談のための情報、資料、映画を整備するとともに、現地調査を計画的に実施する。

c 訓練講習の強化

トレーニングコースの受講率を高め、語学訓練に重点をおきつつ、その

内容の充実強化を図る。

d 渡航前の援助

アンスポンサード方式による自費渡航あるいは就職結合までの自活等、カナダ移住方式の特殊性にかんがみ、移住者就職支度金の支給を考慮する。

e 現地の援助

移住初期における定着安定と適応力助長を側面的に補完するため、日系団体等の活動に対して協力する。

f カナダ農業移住訓練生事業とその施策

この事業は農業青年を対象とし、カナダでの2カ年間の農場労働体験を通じ、将来定着の足がかりとするものであるが、運用面では就労期間満了後帰国を希望するものの参加も認め、業務面では啓発から事前選考、訓練講習の段階まで一貫タッチしてきたやや特異の事業である。

カナダの農業は先進国型を形成し、農業分野での移住が困難である中でアルバータ州南部地域の日系農場との間に農業移住のパイプともなってきたこの事業は、5カ年の経過の中で、独立し得る資質（経営規模は同地域における最少単位の64ha、ポテトを主作とする機械化経営）を具有するものが散見されるにいたった反面、就労上のトラブルも最近目立って発生する傾向を示しているのが現状である。

このため、本事業に対処する方策として、

- ① 渡航前における選考および訓練講習の強化
- ② 現地における就労条件の改善
- ③ 就労期間中における研修プログラムの明確化と内容の充実および受入農場主の研修経費援助
- ④ 就労満了後のカナダにおける就業あっせん体制の確立
- ⑤ 独立のための指導と融資

以上の諸点について改善向上を図る。

g 農業移住の拡大

カナダにおける農業移住者受入動向に留意しつつ、農業訓練生事業に準じて他地域への農業移住を拡大する。

(2) アメリカ

ア 現 状

アメリカは、世界における最多数の移住者を受入れている国であり、毎年40万人近い世界各国の人々が移住者として正式に受入れられている。

近年の移住者の傾向は、次のごとく要約できよう。

- ① 北部ヨーロッパとカナダからの移住は大幅に減少し、南部・東部ヨーロッパおよび西インド諸島出身者は大幅に増加、アジア諸国からの移住者は激増している。

因みに、1970年7月から1971年6月までの1年間における移住者総数37万人の出身国別内訳は、メキシコ50千人、フィリッピン28千人、イタリー、キューバ22千人、ギリシャ16千人、ジャマイカ15千人、中国、インド、韓国14千人、カナダ、ドミニカ13千人、ポルトガル12千人、英国11千人……等である。

- ② 近親呼称移住の割合は、極めて高く、数的制限の対象外となる米国市民の最近親者（配偶者、子、親）約8万人、ならびに東半球におけるその他の近親者8～9万人である。

- ③ 職業優先（専門職ならびに芸術および科学に特別の能力を持つ者（第3優先）、米国において労働力が不足している職種の新練または未熟練労働者（第6優先））による移住者は、年間30～35千人で、全体の1割に達しない。頭脳流入ともいうべき高度の専門職・技術者の主なる出身国は、フィリッピン、インド、中国、韓国、英国、カナダ、ドイツ、ジャマイカ、キューバ等である。

- ④ 日本人の移住

アメリカは日本人の移住先国としては1位を占め、移住者数は毎年4000人前後である。その内訳概数は、米国市民の妻約2000人、米国市民の親、夫、子約500人、米国市民のその他の近親約500人、日本人移住者の配偶者、子約300人、職業優先による移住者約500人、その他約500人である。

すなわち、米国市民および日本人移住者による近親呼寄は75%以上を占めており、労働を目的とする移住者は約10%である。しかも、後者の約半数は渡航後永住許可を取得している。

アメリカへの移住希望者または就職希望者の数は非常に多いが、アメリカ側の資格要件についての規制が厳格であることなどにより、希望が達せられないものが多いのが現状である。

なお、移住者導入その他諸手続は、移住者または呼寄者自らが行なわなければならない制度となっているため、当事業団が移住手続に直接介入することは困難である。

イ 受 入 政 策

アメリカは1965年移民国籍法を改正し(1968年7月1日完全実施)、人種差別の現われとして悪評の高かった従来の国別割当制を廃止し、人種や出身国の差別なく、あらたな優先順位に従って世界各国から移住者を受入れる政策に移行した。

しかし、これはむしろ人道的立場から米国市民または外国人永住者とそれらの家族結合を容易にすることが基本理念とされているものであり、一般移住者の積極的受入策ではない。すなわち、米国市民の最近親(配偶者・子・親)は数的制限の対象外とし、米国市民のその他の近親および永住権を有する外国人の配偶者および子を主体としている。

家族結合のほか、労働力の補給としての移住者および難民の受入も認めている。東半球諸国からは、労働を目的とする移住者については、第3優先および第6優先がそれぞれ年間17千人、難民については年間10千人を受入れることとしている。

ヴ わが方の方針

アメリカ移住に関する法令や諸事情の把握に努め、資料の整備を図ること等により、当面は移住希望者に対する相談活動の充実を図ることとする。

(3) その他

今後の海外移住は、従来型のものよりさらに一歩進めて、国民の海外発展という広い視野からこれを把握し、その推進を図るべきであることは、海外移住審議会の答申に明示されたところであるが、一方、国民一般殊に若い世代の海外移住に対する欲求もまた、地域的、職种的に多様化の傾向にあるため、今後の方策の一環として移住先の拡大につき、逐次これの検討をすすめることとする。

ア オーストラリア

オーストラリアは本格的移住が行なわれてから100年余り、独立後わずか71年にすぎないが、豊かな資源と広大な国土に恵まれて、国民の生活は近代化されている。

政府の移住政策は、法律上人種的制限を廃止しているが、現実には依然として専ら白人移住者を受入れている状況である。

殊に、先年23年振りに政権の座についた労働党は、その綱領において①非欧州人に対する選択的移民政策 ②多人種社会および門戸解放反対の意向を表明しており(1965年)その政策は急速に実質的に変更されとは考えられない。

最近、真珠養殖技術者の長期滞在査証が許可されているが、在日公館においては、当事業団がオーストラリアへの移住紹介の窓口となることに興味を示し、また、実習的ステータスによる入国には好意的発言をしている。

現在、日豪両国は資源開発投資等経済関係が深まりつつあるが、今後、同国政府の移住政策の動向を見極めながら

- ① 現地事情の調査の実施
 - ② オーストラリア移住に関する移住関係資料の収集と相談用印刷物の整備
 - ③ 青年実習生の派遣制度の検討
- に着手することとする。

イ その他

メキシコ，エクアドル，ペルー，コロンビア，ベネズエラ等日本人の既移住国については，既移住者の実態を調査把握するとともに，呼寄移住の開拓を積極的に図ることとする。

なお，上述以外の国への新規移住の可能性が生じた場合には，当該国の移住に関する法令・制度その他諸事情を十分に調査・検討し，移住者の送出および現地援護の方針を策定するものとする。

Ⅲ 業務執行体制強化基本方針

当事業団は、前述の諸施策を実施するため、関係各界の理解と協力を求めるとともに、次の基本方針に基づき業務執行体制の整備、強化に努めることとする。

1. 当事業団の国内外一貫体制の利点を最大限に活用することに留意しつつ、とくに次の各機能を大幅に強化することとし、組織上関連する内部機関および部門を重点的に増強する。

(1) 調査企画

移住の啓発、移住先のあっせん、訓練講習および各種の相談、援助等一連の業務について、その内容の充実向上を図るため、ならびに移住事業と密接に関連する地域開発、開発輸入プロジェクトおよび経済技術協力、文化交流事業等との協調を含めた新規事業の開発、日系人対策の具体化等を推進するためには、まず移住先国の受入政策や現地事情はもとより、移住に関する国際動向、人口、人種問題等基本的事項等についてもこれまで以上に広範囲にわたり、最新かつ詳細な情報、資料を総合的かつ体系的に収集、分析する必要がある。

また、これらの情報、資料を判断素材として、国際機関や国の内外における関係機関、団体との調整も図りつつ、業務の効率化、新規事業の開発等について、計画や実施方法を企画、立案することが必要である。

よって、次の方策により調査企画機能を強化する。

ア 本部に、当事業団全機関はもとより、国連専門機関、ICEM等の国際機関を含む関係機関等からの移住に関するすべての情報、資料、文献等を集中的に管理する部門を設ける。

また、企画部門を増強するとともに、業務部門については、現行の機能主義を基にした部課の構成に、地域主義的機能（移住先国別の総合的管理調整機能）を付加することにより、業務企画をより円滑に遂行し得るよう検討する。

- イ 在外機関の調査部門を増強するとともに、これと現地にある他の調査、情報機関との連携を緊密化する。
- ウ 農業に関する情報、資料のスピーディな収集および活用を図るため、主要な在外支部に農業情報部門を新設する。
- エ 在外機関の存在しない地域については、必要に応じ、調査専門員の出張駐在、調査団の派遣、現地調査機関の活用等を検討する。

(2) 試験研究

中南米地域における移住者の過半数は、熱帯または亜熱帯圏の農業に従事しているが、同地域での農業技術には未開発の分野が多く、現地側機関による試験研究および普及活動は充分でない。

当事業団は、これまでパラグアイ、ボリビア、北伯の奥地集団移住地に試験農場を設け、その地域の移住者に対する営農指導を行ってきたが、その基礎となる試験研究活動は不十分であったので、今後移住者の営農の安定および拡大発展を一層強力に指導、促進するためには、熱帯および亜熱帯の特性に適合した新規作物の導入および適応試験、農業技術の開発、改良等に関するより高度の試験研究を実施する必要がある。

このため、前記の各試験農場の試験研究部門を増強する。

なお、将来は、現地側機関との連携、体制を強化しつつ、中南米の各地で農業に従事する多数の移住者からの指導要請にも応えうる機能を具えた熱帯および亜熱帯における農牧林業に関する総合研究所への、発展的改組を検討する。

(3) 広 報

移住希望者を含め、広く国民一般に対する海外移住の啓発活動を充実するため、ならびに移住事業の推進について、国内の行政機関、公共団体をはじめ言論界、学界、経済界等関係各界および国際機関、相手国機関等の理解と協力を積極的に求めるため、広報機能を強化する。

このため、本部については、各部に分散している広報機能を広報専門部門に一本化するとともに、国内および在外支部には管轄地域の実情に即した効率的な広報活動を展開しうるよう、広報専門員の配置を検討する。

(4) 相談，援護

最近における移住型態の多様化および移住者の階層分化，職業分野の拡大等の変化に伴う相談内容の高度多様化に対応して，移住希望者に対する移住相談および移住者に対する職業，生活上の相談指導を広範囲，かつ，専門的な分野にわたり適切に実施するため相談機能を強化する。

また，移住地の社会基盤の整備，医療・教育・文化面での援助，散在移住者に対する援護，各種の日系中小企業に対する融資など現地援護強化のための新規施策の実施および従来援護が十分行なわれなかった分野に対する援護施策を充実するために必要な援護機能を強化する。このため，

ア カウセリング技法および専門知識，技術を修得した専門職員を養成確保し，適正に配置するとともに，あわせて外部専門家の活用をも図る。

イ 在外支部の援護業務部門を増強するとともに，在外支部管下の事業所，出張所について，業務上必要性に即応して，増強または配置替えを検討する。

(5) 訓練講習

移住者の職業分野の多岐化および事業経営規模の拡大ならびに移住先国の受入条件および経済，社会情勢の変化に伴い，移住者に要求される現地適応力，事業経営能力，各種専門技術等はますます高度化かつ専門化する傾向にある。これに対応して，移住者に不可欠の外国語，国際教養等の基礎的素養を付与するとともに，さらに，移住型態または職業群別にそれぞれ必要とされる専門知識，技術を補完するため訓練講習機能を強化する。

このため，国内の海外移住研修所，海外移住センター，在外の技術移住センター，試験農場の各研修部門を増強するとともに，南伯に農業青年（農業後継者となる二・三世を含む）のための訓練所の設置を検討する。

また，将来においては，海外で活躍する国際人材を養成する趣旨の下に，国内に海外移住大学校（仮称）を設立することを検討する。

2. 前記1.の各機能強化部門に重点を置いて，当事業団の業務執行体制を増強す

るため、次のことを実施する。

(1) 職員の確保と資質向上

必要な職員数を確保することに努めるとともに、業務を機能別に類型化し、各機能別に高度の専門知識、技能を具えた専門職員を養成し、機能強化部門に重点的に配置する。

(2) 外部専門家の活用

各部門毎に外部専門家との協力関係を緊密化し、必要に応じ委嘱関係を確立する。

(3) 事業資金の確保

政府資金（出資金，交付金）の増額に努めるとともに、必要に応じ国際金融機関，相手国機関等の外部資金の活用を検討する。

なお、移住事業は国際的規模において、長年月にわたり継続して実施されるべき性格の事業であり、現行予算システムの制約の中においては、効率的な事業運営を期しがたい面もあるので、将来においては、一部特定の事業部門については基金制度の採用を検討する。

(4) 業務運営の効率化

限られた組織，人員，資金の枠内で事業成果を高めるため、業務運営面での効率化を一層すすめることとし、このため、全機関にわたり事務の機械化および機動力の増強，本・支部間の許認可，報告等の事務の簡素化と権限の現地委譲，業務用資料および業務手引の整備等を実施する。

